

招集ご通知

GMO RESEARCH & AI

第23期 定時株主総会

本総会はインターネット上でのみ開催する
バーチャルオンリー株主総会です。
株主様にご来場いただく会場はございません。

インターネット出席方法は本冊子内
「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法の
ご案内」をご参照ください。



GMOリサーチ&AI株式会社
代表取締役社長
細川 慎一

株主の皆様へ

日頃より多大なるご支援を賜り、心より感謝申し上げます。
第23期定時株主総会の招集通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社は、過去2年間にわたり、市場調査業界の急速な変化に適応し、事業構造を大胆に再構築してまいりました。2024年12月期第3四半期までは変革期間にあり、営業利益は前年を下回る状況が続いておりましたが、2024年12月期第4四半期において、変革の施策が実を結び、営業利益は前年比で18%増加し、過去最高額を記録いたしました。

今後は、経営統合により、戦略的なシナジーを最大化し、業界のリーダーとして革新を牽引していく所存です。これにより、新たな価値創造に挑戦し、さらなる飛躍的な成長を実現してまいります。
株主の皆様には、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

証券コード：3695
2025年3月3日
(電子提供措置の開始日 2025年2月21日)

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOリサーチ&AI株式会社
代表取締役社長 細川 慎一

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第23期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://gmo-research.ai/ir/event/event_03.html



上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2025年3月17日（月曜日）午後7時までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月18日（火曜日）午後3時30分（ログイン開始 午後3時00分）
2. 予備日時 2025年3月20日（木曜日）午後5時00分（ログイン開始 午後4時30分）
3. 開催方法 バーチャルオンリー株主総会
本総会は場所の定めのない株主総会として開催いたします。
インターネット出席方法は本冊子内「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」
をご参照ください。

4. 目的事項

報告事項

1. 第23期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | GMOタウンWiFi株式会社との株式交換契約承認の件 |
| 第4号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以上

- ~~~~~
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内

1. バーチャルオンリー株主総会とは
インターネット等の手段を用いて株主総会に出席いただくものです。
バーチャル出席株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、質問等のご提出並びに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。
2. バーチャル出席に必要な環境
本冊子内「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。
3. バーチャル出席の方法（システムへのログイン方法）
本冊子内「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。
4. 事前の議決権行使の取扱い
事前に郵送により議決権を行使された株主様がバーチャル出席により当日ご出席された場合には、当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使は無効といたします。事前に議決権行使のうえ、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認されなかった場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取扱いますので、あらかじめご了承ください。
5. 議決権の行使方法について
ログイン先の本総会専用ウェブサイトより決議事項の採決時に議決権を行使いただけます。
6. ご質問及び動議の方法
バーチャルオンリー株主総会に出席いただけますと、ログイン先の本総会専用ウェブサイトよりご質問及び動議を提出いただけます。ご質問は、質疑応答時間には限りがあること、円滑な議事進行の観点から、一人1問までといたします。ご質問の記載方法については、本総会専用ウェブサイト上の記載をご確認ください。なお、審議の状況によっては、ご提出いただいたご質問に、すべて回答できない場合もございます。また、ご質問は本総会の目的事項に関するご質問であり、他のご質問と重複しないものを中心に取り上げる予定です。本総会の目的事項に関するご質問で回答できないご質問は、個人のプライバシーの侵害となる可能性がある等、その公開に支障があるものを除き、本総会終了後、回答したご質問と併せて当社ウェブサイトにて公開させていただきます。同様のご質問等を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含むご質問等の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。動議の記載方法につきましても、本総会専用ウェブサイト上の記載をご確認ください。
7. 通信障害等の対応について
通信障害等により本総会の議事に支障が生じる場合に備え、「障害時における本総会の延期又は続行の決定」を議長に委任する決議を本総会の冒頭に行います。当該決議に基づき、議長が「延期又は続行の決定」を行った場合には、予備日である2025年3月20日（木曜日）午後5時00分より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は当社ウェブサイト（https://gmo-research.ai/ir/event/event_03.html）でお知らせいたします。
8. 事前のご質問の受付について

株主の皆様からの、第23期定時株主総会への事前のご質問を、下記、本総会専用ウェブサイトにて受付いたします。ログイン方法は本冊子内「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。株主の皆様への関心が高いと思われる事項につきまして、第23期定時株主総会で取り上げさせていただく予定です。株主総会にて取り上げることができなかつたご質問につきましては今後の参考とさせていただきます。

【事前ご質問のご登録方法】

受付期間：2025年3月4日（火曜日）正午から
2025年3月11日（火曜日）午後5時まで
本総会専用ウェブサイト：<https://web.lumiagm.com/>

9. インターネットを使用することに支障がある株主様について

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては書面により事前に議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。電話会議システム専用番号へ電話をかけていただくことで、音声により議事進行をお聴きいただくことが可能になります。電話会議システムのご利用には事前申込が必要となります。なお、電話会議システムを通じて議決権を行使することはできません。

【電話会議システムお申込み方法】

FAXによりお申込みを受付いたします。お申込みの際は、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」に加えて、下記のご連絡日当日の指定の時間帯（午前10時から午後5時まで）にご連絡が可能な「電話番号」を記載のうえ、「電話会議システム利用希望」の旨を下記FAX番号まで送信ください。電話会議システム利用をご希望の株主様には、株主総会運営事務局から、下記ご連絡日にお電話にて、詳細をご連絡させていただきます。

申込時に「株主番号」「氏名」「電話番号」「電話会議システム利用希望」の記載が揃っていない場合には、お申込みを無効とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

受付期間：2025年3月4日（火曜日）正午から
2025年3月11日（火曜日）午後5時まで

FAX番号：03-4586-9659

ご連絡日：2025年3月14日（金曜日）午前10時から午後5時にお電話にてご連絡いたします。

10. 代理出席について

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要になりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

【代理出席に関するお問い合わせ】

受付期間：2025年3月4日（火曜日）正午から
2025年3月11日（火曜日）午後5時まで

メールアドレス：ir@gmo-research.ai

FAX番号：03-4586-9659

※ご返信先のメールアドレス又はFAX番号を必ずご記載ください。

バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内

バーチャルオンリー株主総会とは、インターネット等の手段を用いて株主総会に出席いただくものです。株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、質問等のご提出並びに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。

配信日時	2025年3月18日（火曜日）午後3時30分より （ログイン開始時間 午後3時00分より）
------	--

※視聴方法は次頁をご参照ください

なお、通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害等が発生する可能性があります。

万が一、通信障害等が発生した場合には、

当社ウェブサイト（https://gmo-research.ai/ir/event/event_03.html）にて速やかに株主の皆様へお知らせいたします。株主様におかれましては、当社ウェブサイトをご確認いただき、次頁「ログイン方法のご案内（手順）」をご参照のうえ、改めて本総会にバーチャル出席をお願い申し上げます。

ログイン時に必要な情報について

ご視聴には、IDとパスワードのご入力が必要となります。（その他必要情報は次頁以降をご参照ください）

IDとパスワードは同封の「ログイン用ID・パスワード通知書」をご参照ください。ID・パスワードは株主様ごとに異なります。

GMORサーチ&AI株式会社 第23期定時株主総会	
ログイン用ID・パスワード通知書	
ID・パスワード	
株主番号	議決権行使回数

バーチャル株主総会へのご出席方法

▶スマートフォンやタブレット端末で出席する場合
QRコードをカメラアプリ、バーコードリーダーアプリで読み取って、バーチャル株主総会サイトへアクセスいただき、下記ID・パスワードを入力してバーチャル出席システムにログインしてください。

アクセス用
QRコード

▶パソコンからバーチャル出席する場合（QRコードでログインできない場合）
以下のURLへアクセスいただき、下記ID・パスワードを入力しバーチャル出席システムにログインしてください。

U R L <https://web.lumiagm.com/155170901>

I D	XXXXXXXXXX
パスワード	XXXXXXXXXXXXXX

株主番号

ログイン方法のご案内（手順）

配信日時

2025年3月18日（火曜日）午後3時30分より
（ログイン開始時間 午後3時00分より）

1 配信サイトにアクセス

<https://web.lumiagm.com/>



2 言語選択で「日本語」を選択する

 日本語

3 ミーティングIDをご入力

155-170-901

上記ミーティングIDをご入力後（ログイン）ボタンを押してください。



ID、パスワードをご入力後、（バーチャル株主総会に出席する）を押してください。



開会時間となる

2025年3月18日（火曜日）午後3時30分までお待ちください

ご注意事項など

1 バーチャル出席に必要な環境について

株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信でご確認いただくことができます。バーチャル出席を行うためには、以下環境でのご利用を推奨いたします。なお、バーチャル出席に必要な通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、事前行使のうえご出席ください。

	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows10以上	MacOS 最新版	Android 5以上	iOS11以上
ブラウザ※1	Microsoft Edge, Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

※1 最新バージョンにてご覧ください。

2 議決権行使について

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、決議事項の採決時にオンライン上で議決権を行使いただけます。

3 ご質問及び動議について

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、議長が指定する時間内に、オンライン上でご質問及び動議を提出いただけます。ご質問及び動議に関するご注意事項は「バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内」に記載しておりますのでご参照ください。

4 その他の注意事項について

- 当社は、バーチャルオンリー株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権を行使できない場合もございます。当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益等に関しては一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ライブ配信の撮影、録画、録音、保存及びSNSでの投稿などの利用行為については、無断で改変する等、法令違反やそのおそれがある行為、その他不適切な行為はご遠慮ください。
- バーチャル出席に対応している言語は、日本語のみとなります点、ご了承ください。

5 お問い合わせについて

バーチャルオンリー株主総会ヘルプデスク

 **0120-245-022**

受付時間：3月3日（月）～3月17日（月）
午前9時～午後5時まで（土日祝を除く平日）
株主総会当日 午前9時～配信終了まで

動画視聴について

株式会社 **050-3186-4576**
Jストリーム

受付時間：株主総会当日
ログイン開始時間～配信終了まで

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開や内部留保等を勘案し、下記のとおりいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金114円84銭 総額187,621,803円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月21日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

(1) 第2条 (GMOインターネットグループ創業の精神)

GMOインターネットグループはGMOイズムに基づいて経営を実践し続けています。今後もGMOイズムを実践することで、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献し、「すべての人にインターネット」を実現していくため、GMOインターネットグループの根幹であるGMOイズムを記載し、企業理念を明確にするものです。

(2) 第7条 (発行可能株式総数)

当社は、第3号議案にてGMOタウンWiFi株式会社との間で、当社を株式交換完全親会社、GMOタウンWiFi株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換契約についてご承認をお願いしております。

本議案(2)第7条(発行可能株式総数)に関しましては、当該第3号議案にて、当社がGMOタウンWiFi株式会社の普通株式に代えて、当社普通株式の割当交付を行う予定であることに伴い、現行定款第7条の変更を行うものです。詳細は第3号議案にてご確認の程何卒お願いいたします。

なお、本議案(2)第7条(発行可能株式総数)の変更は、第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第2条(GMOインターネットグループ創業の精神)</p> <p>当会社は、GMOインターネットグループの一員として、グループの創業の精神である「スピリットベンチャー宣言」を掲げ、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。</p>	<p>第2条(GMOイズム)</p> <p>当会社は、GMOインターネットグループの一員として、グループの創業の精神としての「スピリットベンチャー宣言」を根幹とする「GMOイズム」に基づき、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。</p>
<p>第7条(発行可能株式総数)</p> <p>当会社の発行可能株式総数は、<u>2,200,000株</u>とする。</p>	<p>第7条(発行可能株式総数)</p> <p>当会社の発行可能株式総数は、<u>5,600,000株</u>とする。</p>

第3号議案 GMOタウンWiFi株式会社との株式交換契約承認の件

当社は、2025年2月12日開催の取締役会において、2025年4月1日を効力発生日として、GMOタウンWiFi株式会社（以下、「GMO-TW」といい、当社と総称して「両社」といいます。）との間で、当社を株式交換完全親会社とし、GMO-TWを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案は、本株式交換契約について、ご承認をお願いするものであります。

なお、本株式交換については、当社及びGMO-TWそれぞれの定時株主総会決議により、本株式交換契約の承認を受けることを前提としております。

また、当社は、本日開催の当社の取締役会において、本株式交換の効力発生を条件として、当社の完全子会社として分割準備会社を設立し、経営管理機能及び資産管理機能等の一部の機能を除く、当社の一切の事業（以下、「本承継事業」といいます。）に関する権利義務を、分割準備会社に対して承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行い、当社を経営管理機能及び資産管理機能を担う持株会社とする方針を決議いたしました。あわせて、当社は、本吸収分割の効力発生を条件として、2025年10月1日（予定）にその商号を「GMOリサーチ&AI株式会社」に変更する予定です。）を行い、当社を経営管理機能及び資産管理機能を担う持株会社とする方針を決議いたしました。あわせて、当社は、本吸収分割の効力発生を条件として、2025年10月1日（予定）に、当社の商号を「GMOプロダクトプラットフォーム株式会社」に変更すること及び事業目的を持株会社に合致した目的に変更することを含む定款の一部変更（以下、「本定款変更」といいます。）に係る議案を2025年8月1日に開催予定の当社の臨時株主総会に付議する方針を決議いたしました。本吸収分割及び本定款変更については、当社は、2025年5月19日に開催予定の当社の取締役会において決議のうえ、分割準備会社との間で本吸収分割に係る吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」といいます。）を同日締結し、2025年8月1日に開催予定の当社の臨時株主総会にて本吸収分割契約及び本定款変更の承認を得たうえで、2025年10月1日を効力発生日（以下、「本吸収分割効力発生日」といいます。）として行われる予定です。

なお、当社は、本株式交換効力発生日及び本吸収分割効力発生日以降も、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）グロース市場における上場を維持する予定です。

本株式交換を行う理由、本株式交換の内容及びその他の本議案に関する事項は、次のとおりであります。

第1. 本株式交換を行う理由

当社及び当社の連結子会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、「想いを、世界に」というフィロソフィーのもと、業界最大級のパネルネットワークと技術力を背景に、アンケート調査を行う顧客企業とアンケート調査に回答するモニターをつなげるプラットフォームを提供し、日本・アジアを中心にグローバルに市場調査・マーケティングの領域において新しい価値を提供してまいりました。

当社グループは、インターネット上で調査のすべてを完結できるプラットフォームを開発し、調査会社・シンクタンク・コンサルティング会社等、いわゆる調査のプロフェッショナルに多数ご利用いただくほか、誰でも手軽に使えるリサーチツールへのニーズがある一般事業会社にもご利用いただくことで、事業を拡大してまいりま

した。当社グループは、調査対象者に対してアンケートへの参加を依頼し、回答者には謝礼として、現金・商品券・商品等に交換可能なポイントを付与しております。

当社グループの強みは、広範で多国籍なパネルネットワークにあります。当社は、アジア16の国と地域にわたり、2025年1月現在、468の媒体を通じて構築された約6,406万人の消費者パネルを保有し、オンラインリサーチに特化したパネルネットワークを構築しております。

当社グループは、当社グループの強みである大規模なパネルネットワークとAI技術を活用することで、国内外の企業から寄せられる多様な調査ニーズに対応してきました。具体的には、大規模なパネルネットワークを活用し、企業がターゲット市場や消費者セグメントごとに、迅速かつ正確なデータを収集できる環境を提供してきました。また、AI技術を活用し、効率的なデータ分析を実現することで、企業の意思決定やマーケティング戦略を支援してきました。

さらに、当社グループのサービスは、オンライン調査にとどまらず、企業の課題解決を支援する包括的なマーケティングプラットフォームとして進化を遂げています。このプラットフォームを通じ、消費者理解を深めるとともに、企業が迅速かつ効果的に意思決定を行える仕組みを実現してまいりました。

一方で、GMO-TWは、「日常にひそむ違和感に気づき、よりよい仕組みで解決する」というミッションを掲げ、ユーザーの通信環境を最適にする一般消費者向けのスマートフォンアプリ「タウンWiFi byGMO」（以下、「本アプリ」といいます。）の開発・運営を通じて、スマートフォンの通信料金の削減というユーザーの課題を解決してまいりました。

本アプリは、一度登録するとそれ以降ログイン等の面倒な手間なく、対応するフリーWi-Fiスポットに自動的に接続できる機能を提供しています。本アプリは、通信量の節約や通信制限の回避を求める多くのユーザーに支持され、サービス開始以来、利用者を増やし続け、2024年12月末現在、累計2,500万ダウンロード、月間ユーザー数約200万人と、国内最大のフリーWi-Fi接続サービスとなっています。

GMO-TWは、ユーザーが快適にインターネットを利用できることを第一に考え、遅いWi-Fiや使えないWi-Fiに接続しない機能を実装する等、ユーザビリティにこだわったユーザー体験を提供してきました。2021年にはWi-Fi接続機能に加えてポイントが貯まる機能をリリースし、アプリユーザーがフリーWi-Fiに接続し、広告視聴等特定のアクションを行うと、ポイントを獲得できるようになりました。貯めたポイントは、PayPayや楽天ポイント等の各種ポイントに手数料無料で交換することができ、ユーザーの日常生活をより豊かで便利にする仕組みを実現しております。このようなサービスが支持され、多くのユーザーにご利用いただくことで、GMO-TWは高い収益性を実現してまいりました。

そして、GMO-TWは、本アプリで得たノウハウを発展させ、さらに多くのユーザーにより良い仕組み・サービスを届けるべく、2025年1月に新たな一般消費者向けスマートフォンアプリ「シフト手帳Pro」の運営を開始いたしました。Wi-Fi接続、ポイ活機能にとどまらず、その他の様々な機能を組み合わせた「ポイントプラットフォーム」に進化させ、運営するアプリを増やしていくことで、ポイント「も」もらえるという体験を提供することを目指しております。

現在の事業環境において、当社グループは、海外、特にアジア地域でのさらなる成長実現のためには消費者パネルの拡充が重要となるところ、その拡大にかかる費用負担が重いことを課題として認識するに至りました。消

消費者パネルを拡充するに際して、消費者パネルの定着率を高めることにより新規の消費者パネルの獲得費用を抑制できるところ、消費者アンケートのコンテンツだけでは、消費者パネルの定着率を高めることが困難でありました。そこで、当社グループは、消費者パネルに配信する消費者アンケートの案件本数と消費者パネルの規模のバランスを取ることで、消費者パネルの定着率改善に努めてまいりましたが、同時に、消費者アンケート以外のコンテンツを展開することにより、消費者パネルの定着率を高める方法がないか検討を重ねておりました。

他方、GMO-TWは、事業成長を実現するための事業基盤の獲得が課題となっておりました。事業基盤としてのポイントプラットフォームの構築においては、当該プラットフォームに参加いただく会員保有企業の開拓のスピードをあげることが必要であり、また、既存の収益基盤の大部分がアドネットワーク経由のものに限られておりました。

このような状況下において、当社は、企業価値向上施策を広く検討する中で、同じGMOインターネットグループの企業であるGMO-TWと経営統合することが、当社の課題への対応のための有力な構想だと考えるに至り、2024年10月頃に当社から経営統合の構想の提案を行いました。その後、両社は、双方の強みを活かして双方の課題解決を図る相互補完関係によるシナジーの創出を実現し、両社がさらなる成長を実現することで、両社の企業価値の向上を図る可能性について協議を重ねてまいりました。

当社グループは、GMO-TWが構築を進めているポイントプラットフォームに参加することで、消費者パネルの定着率の向上による効率的な消費者パネルの拡大、及びGMO-TWが得意とするアドネットワーク経由の広告出稿によるパネル収益性の向上が可能になると判断するに至りました。一方、GMO-TWは、ポイントプラットフォームに参加いただく会員保有企業の開拓において当社の消費者パネルネットワークを活用することでその開拓スピードを高めること、またGMO-TWの会員基盤に消費者アンケートの機会を提供することによる追加の収益機会を得ることが可能になると判断するに至りました。

また、そのような相互補完関係によるシナジー創出をより有効に実現するためには、両社の既存事業の強みを損なうことなく維持することが重要になると考えました。その結果、本株式交換を実施し、その後、本吸収分割による持株会社体制への移行により当社及びGMO-TWの経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）を実施することで、持株会社となるGMOプロダクトプラットフォーム株式会社のもと、本承継事業を承継する分割準備会社とGMO-TWが並列的に事業を行う資本構造とするのが最適であると判断するに至りました。

第2. 株式交換契約の内容の概要

当社とGMO-TWが2025年2月12日付で締結した本株式交換契約の内容は、以下のとおりであります。

株式交換契約書（写）

GMOリサーチ&AI株式会社(以下「甲」という。)及びGMOタウンWiFi株式会社(以下「乙」という。)は、2025年2月12日付で、以下のとおり、株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲(株式交換完全親会社)

商号：GMOリサーチ&AI株式会社

住所：東京都渋谷区桜丘町26番1号

(2) 乙(株式交換完全子会社)

商号：GMOタウンWiFi株式会社

住所：東京都渋谷区桜丘町26番1号

第3条 (本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時点の乙の株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式数の合計に193を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式193株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

第4条 (甲の資本金及び準備金の額)

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める。

第5条 (効力発生日)

本株式交換が効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、2025年4月1日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条 (株主総会の承認)

1. 甲は、2025年3月18日開催予定の定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項について株主総会の決議を求める。

2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項について株主総会の決議(会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。)を求める。
3. 前二項に定める手続は、本株式交換に関する手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条 (会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約締結の日から本効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行並びに財産の管理及び運用を行い、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす行為(第三者の株式その他の持分の取得、第三者との資本提携、業務提携その他の提携に関する契約その他の重要な契約の締結、組織再編行為、重要な資産の取得を含む。)又は本株式交換の実行若しくは株式交換比率に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第8条 (剰余金の配当)

1. 甲は、2024年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり114.84円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2024年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり9,428.16円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

3. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結の日から本効力発生日までの間、剰余金の配当を行ってはならない。

第9条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の株価、財務状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は判明した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙が協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 第6条第1項に定める甲の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要なその他の事項に関する承認が得られなかった場合
- (2) 第6条第2項に定める乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要なその他の事項に関する承認が得られなかった場合
- (3) 甲又は乙において、法令等に基づき、本株式交換を実行するために本効力発生日までに必要な関係官庁等の許可、承認等が得られなかった場合、又は関係官庁等に対する届出申請が完了しない場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第11条（裁判管轄）

本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に記載のない事項又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図る。

（以下余白）

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2025年2月12日

甲 東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOリサーチ&AI株式会社
代表取締役 細川 慎一 ㊞

乙 東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOタウンWiFi株式会社
代表取締役 荻田 剛大 ㊞

第3. 会社法施行規則第193条各号（第5号及び第6号を除く）に掲げる事項の内容の概要

1. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	GMO-TW (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	193
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：2,769,357株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

GMO-TW株式1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）193株を割当交付いたします。なお、上表に記載の本株式交換に係る株式交換比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）に重大な影響を与える事由が発生し又は判明した場合は、両社協議のうえ、本株式交換比率を変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社株式 2,769,357株（予定）

当社は、本株式交換により当社がGMO-TW株式のすべてを取得する時点の直前時のGMO-TWの株主の皆様に対し、その保有するGMO-TW株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を交付する予定です。なお、交付する株式については新株式の発行により対応する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、単元（100株）未満の当社株式の割当を受けるGMO-TWの株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所及びその他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなるGMO-TWの株主の皆様は当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

- ・単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有することとなる当社の単元未満株式の買取りを請求することができます。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

ア 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換における株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を担保するため、当社グループ並びにGMO-TW及びGMO-TWの親会社であるGMOインターネットグループ株式会社（以下、「GMO-IG」といいます。）から独立した株式会社大和総研（以下、「大和総研」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー、株式会社KPMG FAS（以下、「KPMG」といいます。）を第三者算定機関、また、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下、「西村あさひ」といいます。）をリーガル・アドバイ

ザーとして選任いたしました。

当社においては、下記「オ 公正性を担保するための措置」及び下記「カ 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、当社の第三者算定機関であるKPMGに対し、本株式交換における株式交換比率に関する算定を依頼し、2025年2月10日付で取得した株式交換比率算定書（以下、「本株式交換比率算定書（KPMG）」といいます。）、ファイナンシャル・アドバイザーである大和総研及びリーガル・アドバイザーである西村あさひからの助言、並びにデューデリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、当社及びGMO-TWの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案したうえで、GMO-TWと交渉・協議を重ねてまいりました。

そして、当社においては、下記「イ 算定に関する事項」の「② 算定の概要」に記載する、当社の第三者算定機関であるKPMGによる本株式交換における株式交換比率の分析、並びに、下記「カ 利益相反を回避するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載する、当社グループ並びにGMO-TW及びGMO-IGと利害関係を有しない当社の社外取締役である橋本昌司氏、当社の社外監査役である手塚奈々子氏及び浜谷正俊氏の3名によって構成される特別委員会（以下、「本特別委員会」といいます。）から2025年2月10日付で受領した答申書の内容を踏まえて慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様利益に資するとの結論に至ったため、当社は、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書（KPMG）におけるDCF法による算定結果の中央値をやや上回る比率ではあるものの、評価レンジの範囲内の比率であり、算定の前提としてGMO-TWの2025年12月期から2027年12月期までの3期分の財務予測（以下、「GMO-TW財務予測」といいます。）を考慮しているところ、GMO-TWの高い成長率がGMO-TWの1株当たりの株式価値に適切に反映されない恐れがあることを踏まえるとDCF法を過度に偏重すべきではなく、また、類似会社比較法による算定結果の中央値を下回る比率であること、及び、KPMGから本株式交換比率が当社の一般株主の皆様にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下、「本フェアネス・オピニオン（KPMG）」といいます。）も取得していることから、当社の一般株主にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、当社として、本株式交換比率は妥当であると考えており、本日開催された取締役会において、本株式交換契約を締結することを決議し、本日付で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合等には、両社間で合意のうえ、変更されることがあります。

イ 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社グループ及びGMO-TW、GMO-IGとの関係

当社の第三者算定機関であるKPMGは、当社グループ及びGMO-TW、GMO-IGの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 算定の概要

KPMGは、本株式交換における株式交換比率の算定に際しての当社及びGMO-TWの1株当たりの株式価値の分析にあたり、複数の株式価値分析手法の中から採用すべき分析手法を検討のうえ、当社及びGMO-TWが継続企業であるとの前提のもと、将来の事業活動の状況を分析に反映するためDCF法を、当社及びGMO-TWと比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較法による当社及びGMO-TWの株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を採用しております。これらの株式価値分析結果を総合的に勘案して本株式交換における株式交換比率の算定を行っております。KPMGが上記各手法に基づき分析した当社及びGMO-TWの1株当たりの株式価値の範囲及びGMO-TW株式1株に対して割り当てる当社株式数の算定範囲はそれぞれ以下のとおりです。

当社の1株当たりの株式価値

DCF法	3,961円	～	5,129円
類似会社比較法	2,590円	～	4,020円

GMO-TWの1株当たりの株式価値

DCF法	681,764円	～	916,331円
類似会社比較法	481,998円	～	694,818円

株式割当比率

DCF法	132.93	～	231.36
類似会社比較法	119.89	～	268.32

DCF法では、当社については、当社事業計画を基礎として、当社が、直近までの動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して作成した、2025年12月期から2027年12月期までの財務予測（以下、「当社財務予測」といいます。）に基づき、当社が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより当社の企業価値や株式価値を分析し、当社の1株当たりの株式価値の範囲を3,961円から5,129円と分析しています。その際、割引率（加重平均資本コスト）については、株式価値評価実務において一般的に用いられるCAPM（資本資産価格モデル）理論に基づき分析を行っており、10.6%から12.6%を使用しております。また、継続価値の算定にあたっては、PA（Perpetuity Assumption）法を採用しており、その際、永久成長率については0.8%から1.8%を使用しております。

また、DCF法の採用にあたり前提とした当社財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025年12月期、2026年12月期及び2027年12月期それぞれの年度における営業利益の対前期増加率は、102.0%、55.4%、38.5%を見込んでおります。これは、当社の

2024年12月16日付「次期業績予想および次期配当予想に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、2024年12月期は業界の資本再編や特定大型案件の減少・高原価案件の絞り込み等の特殊要因の影響により、事業環境の変化に対応するための事業構造変革の成果実現が遅れましたが、2024年第4四半期から事業構造変革の成果が顕在化し始めたこと、及びその変革成果が2026年及び2027年の期間においても継続すると見込んでいることによるものです。なお、本株式交換実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当社財務予測には加味されておりません。

GMO-TWについては、GMO-TWの事業計画を基礎として、GMO-TWが、直近までの動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して作成した、GMO-TW財務予測に基づき、GMO-TWが創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによりGMO-TWの企業価値や株式価値を分析し、GMO-TWの1株当たりの株式価値の範囲を681,764円から916,331円と分析しています。その際、割引率（加重平均資本コスト）については、株式価値評価実務において一般的に用いられるCAPM（資本資産価格モデル）理論に基づき分析を行っており、10.3%から12.3%を使用しております。また、継続価値の算定にあたっては、PA（Perpetuity Assumption）法を採用しており、その際、永久成長率については0.5%から1.5%を使用しております。

また、DCF法の採用にあたり前提としたGMO-TW財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025年12月期、2026年12月期及び2027年12月期それぞれの年度における営業利益の対前期増加率は、39.3%、33.1%、34.3%を見込んでおります。これは、主に本アプリのこれまでの高い成長性が2025年から2027年の期間においても継続すると見込んでいることによるものです。なお、本株式交換実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、GMO-TW財務予測には加味されておりません。

KPMGがDCF法による分析の前提とした当社財務予測及びGMO-TW財務予測については、KPMGが当社又はGMO-TWとの間で複数回質疑応答を行う等して、その内容をレビューしており、また、下記「カ利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、特別委員会がその内容等の合理性を確認しております。

類似会社比較法では、当社については、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社の1株当たりの株式価値の範囲を2,590円から4,020円と分析しています。当社と類似性があると判断される上場会社として、主に事業内容等を検討した結果、Appier Group株式会社、AnyMind Group株式会社、株式会社ユーザーローカル、株式会社ブレインパッド、データセクション株式会社、株式会社ビザスク及び株式会社ホットリンクを選定し、企業価値に対するEBIT及びEBITDAの倍率並びに時価総額に対する純利益の倍率（PER）を用いて当社の株式価値を分析しております。

GMO-TWについては、GMO-TWと類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、GMO-TWの株式価値を分析し、GMO-TWの1株当たりの株式価値の範囲を481,998円から694,818円と分析しています。GMO-TWと類似性があると判断される上場会社として、

主に事業内容等を検討した結果、株式会社カカコム、株式会社Gunosy、株式会社ジモティー、株式会社ALiNKインターネット、株式会社イード及び株式会社駆探を選定し、企業価値に対するEBIT及びEBITDAの倍率並びに時価総額に対する純利益の倍率（PER）を用いてGMO-TWの株式価値を分析しております。

KPMGは、当社及びGMO-TWの株式価値の分析に際して、当社及びGMO-TWから提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全であること、当社及びGMO-TWの株式価値の分析に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMGに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、KPMGは当社、当社の子会社及びGMO-TWの資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自の評価及び鑑定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、かかる分析において参照した当社財務予測及びGMO-TW財務予測については、当社及びGMO-TWにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる分析は2025年2月10日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

③ フェアネス・オピニオンの概要

当社は、KPMGより、「1.交換対価の相当性に関する事項」の「(1) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率が当社の一般株主の皆様にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオン（KPMG）を取得しております。本フェアネス・オピニオン（KPMG）は、当社財務予測及びGMO-TW財務予測に基づく当社及びGMO-TWの1株当たりの株式価値分析結果に照らして、本株式交換比率が、当社の一般株主の皆様にとっての公正価値（フェア・バリュー）であることを意見表明（以下、「本意見表明」といいます。）するものです。なお、本フェアネス・オピニオン（KPMG）は、当社財務予測及びGMO-TW財務予測を含む財務情報の分析及び検討並びに当社及びGMO-TWとの質疑応答を経てKPMGにより実施された当社及びGMO-TWの1株当たりの株式価値分析結果の検討及び左記分析結果を基に算定した本株式交換における株式交換比率の検討に加えて、エンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております。

本意見表明は、当社及びGMO-TWが提出した情報及び公開情報がすべて正確かつ完全であることを前提としており、KPMGは、それらの正確性及び完全性に関する独自の検証は行っておりません。また、当社、当社の子会社及びGMO-TWの個別の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、KPMGは、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書等の提供も受けておりません。KPMGは、当社及びGMO-TWの財務諸表について、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した監査手続を含む一切の監査、検証手続を実施しておらず、当社及びGMO-TWにかかわる財務情報について監査意見を表明する立場にはありません。当社及びGMO-TWにより開示された情報に重大な誤りが存在する場合、あるいは、当社及びGMO-TWの株式価値の分析に重大な影響を与える可能

性がある事実で、本意見表明日現在でKPMGに対して未開示の事実が存在する場合には、KPMGの意見の基礎となる当社及びGMO-TWの株式価値の分析結果が大きく異なる可能性があります。本意見表明の内容は、本意見表明日現在の経済環境、規制環境、市場環境等を前提としたものであり、同日以降の変化が、当社及びGMO-TWの株式価値の分析に重大な影響を及ぼす可能性があります。KPMGは、本意見表明の内容を更新、変更又は再確認する義務を負いません

本意見表明は、当社財務予測及びGMO-TW財務予測の見積りが、それぞれ、本意見表明日現在における当社及びGMO-TW経営陣の最善の予測と判断に基づき合理的に作成された最も合理的で説明可能な財務予測であることを前提としており、KPMGは、かかる財務予測の前提及び実現可能性について何ら意見表明するものではありません。財務予測において前提とした事項や環境が当初の予想どおりにはならず、予測と実際の結果に差異が生じることは通常であり、それらの差異が当社及びGMO-TWの株式価値に対して重要な影響を与えることがありますが、KPMGが行った分析は、こうした財務予測の実現可能性の審査を目的としておりません。また、KPMGは財務予測の見積りに使用された前提条件の妥当性について意見を表明する立場にありません。

本意見表明は、当社取締役会が、本株式交換の是非につき検討、判断を行う際に考慮されるべき情報の一部を提供することを唯一の目的として作成されたものであり、他の一切の目的に資するものではありません。また、本意見表明は、当社取締役会が本株式交換に対して賛同するか否かについてのKPMGの意見を述べるものではありません。加えて、KPMGは本株式交換以外の取引における当社の株式売買価格を算定あるいは予測するよう求められているものではなく、またそのような点につき、KPMGは意見を表明するものでもありません。

ウ 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式交換に伴い新たに発行される当社株式数は2,769,357株（議決権数は27,692個）で、2024年12月31日現在の当社発行済株式総数1,677,000株に対する比率は165.14%、2024年12月31日現在の当社議決権総数16,286個に対する比率は170.04%であります。

このように本株式交換により極めて大規模な希薄化が生じることが見込まれます。他方、①本株式交換により当社はGMO-TWの株式をすべて取得し完全子会社化することになるため、現金での資金調達を行う第三者割当において資金使途への充当が奏功するか否かについて相当程度の不確実性が存するのとは異なり、本株式交換によりGMO-TWの企業価値に見合った当社の企業価値の拡大が見込まれること、②2025年2月12日付「当社とGMOタウンWiFi株式会社の経営統合に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、両事業の強みを最大限に活かした事業展開によるさらなる企業価値の向上が見込まれることから、本株式交換は、株主及び投資者の利益を不当に侵害するような目的ではなく、また企業価値の向上を通じ、当社的一般株主にもメリットがあり、本株式交換比率に公正性・妥当性が認められる限り、株主及び投資者の利益を損なう状況にないと考えております。

さらに、本株式交換に関する当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除

し、その公正性を担保するために、下記「オ 公正性を担保するための措置」及び「カ 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じております。本株式交換比率は、かかる措置を講じたうえで、GMO-TWとの協議・交渉を行い合意に至ったものであり、かつ、本株式交換比率算定書（KPMG）及び本フェアネス・オピニオン（KPMG）に照らしても妥当性が認められると判断できるものであることから、GMO-TWとの協議・交渉の経緯・結果に鑑み、当社にとって現時点において妥当な条件と認められ、本株式交換によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、株主及び投資者の利益を損なうものではなく、本株式交換を実行することには合理性が認められると考えております。

なお、下記「エ 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、本経営統合及び本株式交換は当社株式の上場廃止を企図するものではありません。本株式交換を実行することで、GMO-TWが生み出す利益に加えて、上記「第1. 本株式交換を行う理由」に記載の本経営統合の目的を実現することで生み出される将来的なシナジーを、当社の一般株主に享受いただくことが可能であると考えております。そのため、本株式交換によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、当社の上場を維持し、本経営統合及び本株式交換を実施することが、当社の一般株主にとってメリットがあるものと考えております。

エ 上場廃止となる見込み及びその事由

① 東京証券取引所グロース市場における上場維持基準について

当社株式は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されており、2024年12月末において、東京証券取引所グロース市場の以下の上場維持基準にすべて適合しております。

- ・ 株主数（150人以上）
- ・ 流通株式（a.流通株式数1,000単位以上、b.流通株式時価総額5億円以上、c.流通株式比率25%以上）
- ・ 売買高（月平均売買高が10単位以上）
- ・ 時価総額（40億円以上（上場10年経過後から適用））
- ・ 純資産の額（純資産の額が正であること）

本株式交換の実施に伴い、GMO-TWの株主への当社株式の割当交付を実施した場合、当社の流通株式比率は14%程度まで低下することとなります。

したがって、本株式交換後、流通株式（c.流通株式比率25%以上）に適合しない状態となるため、2026年12月末までに上場維持基準に適合する状態へ改善する必要があります。

本株式交換にあたっては、当社として、上場維持と経営統合のビジョンやシナジーの実現を両立することによって、本経営統合による当社の企業価値向上を通じたリターンを、当社株主をはじめとするステークホルダーに還元していくことこそが最善であるとの認識のもと、上場維持が本経営統合の前提であると考えており、当社の親会社であるGMO-IGも当社の上場維持の方針に賛同しております。そのた

め、本株式交換及び本経営統合は当社株式の上場廃止を企図するものではなく、当社及びGMO-IGの双方において、GMO-IGによる株式交換の実施、当社による株式併合の実施又は特別支配株主であるGMO-IGによる株式等売渡請求の実施等による上場廃止に向けた対応は想定しておらず、2026年12月末までに、流動株比率の改善に努めてまいります。

上場維持基準への適合を図るための取り組みとして、2025年4月1日の本効力発生日以降、積極的なIR活動を継続し、当社株式の市場における売買数量の変化を注視しつつ、GMO-IGを中心とした法人株主の保有する当社株式の市場売却や立会外分売、GMO-IGを中心とした法人株主の保有する当社株式の買取り及び当該株式の消却といった流動性と流通株式比率の段階的な改善策の検討と協議を行います。一方で、新株予約権の活用を始めとした施策や新規投資実行時における株式の活用等、流通株式を増やすための施策の検討もあわせて行うことを考えております。これらの手法、数量及び時期については、当社株式の市場における売買状況を考慮しながら、株価形成への影響に十分配慮したうえで、法人株主をはじめとした関係各所と協議を行い、流通株式比率改善のための手法を決定してまいりたいと考えております。なお、具体的な内容については、決定次第速やかに公表いたします。

オ 公正性を担保するための措置

GMO-IGは、2024年12月31日現在、当社の議決権の54.62%を保有する親会社であり、GMO-TWの議決権の79.78%を保有する親会社であることから、本株式交換は、当社と同一の親会社を持つ会社との取引として、有価証券上場規程上、当該支配株主との利害関係を有しない者による意見入手が必要となる「支配株主との重要な取引等」に該当いたします。そのため、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり、本株式交換の公正性を担保するための措置を実施しております。なお、公正性を担保するための措置として、会社法上必要となる本株式交換契約の承認に係る株主総会決議を実施するに際し、法定の特別決議の成立要件が充足されることに加え、株主総会に出席した一般株主（GMO-IGと重要な利害関係を共通にしない当社株主）の議決権の過半数の賛同が得られることを決議条件とすること（いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件。以下、「MoM条件」といいます。）の当否についても検討いたしました。①MoM条件を設定する場合には、少数の株式保有をもって本株式交換を阻止できる状態が生じることを奇貨として、必ずしも当社の企業価値向上に資さない要求がなされる等、MoM条件が特定の投資家の私的利益を追求するために濫用され、上記「エ 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、本株式交換の前提である上場維持との両立を困難にするおそれが強いこと、②以下に記載する本株式交換の公正性を担保するための措置及び下記「カ 利益相反を回避するための措置」に記載する措置を講じることにより、一般株主の利益に対する十分な配慮がなされていると考えられることから、当社としましては、MoM条件は設定しないことといたしました。

なお、当社は、本株式交換契約の承認に係る株主総会におけるすべての付議内容に係る議決権行使状況及びその結果について、当該株主総会終了後、速やかに適時開示を行う予定です。

① 当社における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、KPMGを第三者算定機関として選任し、本株式交換における株式交換比率に関する算定及び本株式交換比率の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）の表明を依頼し、本株式交換比率算定書（KPMG）及び本フェアネス・オピニオン（KPMG）を取得いたしました。当該算定書の概要は、上記「イ 算定に関する事項」の「②算定の概要」を、当該フェアネス・オピニオンの概要は、上記「イ 算定に関する事項」の「③フェアネス・オピニオンの概要」をご参照ください。

なお、KPMGは、当社グループ、GMO-TW及びGMO-IGの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、西村あさひを本株式交換に関するリーガル・アドバイザーとして選任し、本株式交換に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。

なお、西村あさひは、当社グループ、GMO-TW及びGMO-IGの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

カ 利益相反を回避するための措置

上記「オ 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社において、本株式交換は支配株主との重要な取引等に該当し、当社とGMO-TW及びGMO-IGの間で利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社の取締役会は、本株式交換の是非を審議及び決議するに先立って、本株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また本株式交換に関する当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが、当社の一般株主にとって不利益でないことを確認することを目的として、本特別委員会を2024年12月16日に設置し、本特別委員会に対し（a）本株式交換の目的の合理性（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するかを含みます。）、（b）本株式交換の取引条件（株式交換比率を含みます。）の公正性・妥当性、（c）本株式交換の手続の公正性、（d）本株式交換が当社の一般株主にとって不利益か否か、（e）その他当社取締役会が本株式交換の検討にあたって適宜諮問する事項（以下、「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

当社は当初から、当社の社外取締役である橋本昌司氏、当社の社外監査役である手塚奈々子氏及び浜谷正俊氏の3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。本特別委員会は、委員間の互選により、本特別委員会の委員長として、手塚奈々子氏を選定しております。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を

支払うものとしております。

また、当社の取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、以下の権限を付与することを決議しております。

i 取引条件の公正性が確保されるよう、取引条件に関する交渉について事前の方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができる。

ii 諮問事項の検討等にあたり必要と判断した場合には、本株式交換に関して適切な判断を確保するために、特別委員会のアドバイザー等を選任できる。なお、特別委員会は、当社のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がない等、特別委員会として当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めると判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができるものとする。特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的費用は当社の負担とする。

iii 答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社又は当社のアドバイザー等に対して求めることができる。

本特別委員会は2024年12月16日から2025年2月10日までに、合計11回開催した他、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザーである大和総研、当社の第三者算定機関であるKPMG並びに当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認のうえ、その選任を承認しております。また、下記「②当社における独立した社内検討体制の構築」に記載の当社における検討体制について、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認のうえ、承認しております。

そのうえで、本特別委員会は、当社及びGMO-TWに対して、本株式交換の目的・理由、本株式交換実施後の経営方針等に関する事項のヒアリングを実施しました。また、当社に対して、当社が行ったGMO-TWの財務・税務・法務・ビジネス・ITに関するデューデリジェンスの結果に関するヒアリングを実施しました。なお、本特別委員会は、当社に対して、KPMGが算定の前提とした当社の事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯について質疑応答を行ったうえで検討した結果、不合理な点がないことを確認しております。また、KPMGが算定の前提としたGMO-TWの事業計画については、大和総研及びKPMGにおいて、GMO-TWと複数回質疑応答を行う等し、その結果を踏まえて本特別委員会は、その重要な前提条件等に妥当性が認められない場合にはその修正の検討を行うことを要請し、GMO-TWより提供を受けた修正後の事業計画をGMO-TWの株式価値の分析の前提として採用しております。

この他、本特別委員会は、当社とGMO-TWの間における本株式交換に係る協議・交渉について、事前にその方針を確認し、当社からその経緯及び内容等について都度報告を受けたうえで、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行う等の方法により、交渉過程に関与しております。

本特別委員会は、上記のような経緯のもと、本諮問事項について慎重に検討を行い、本株式交換は、当社の一般株主にとって不利益を生じさせるものであるとは言えない旨の答申書を、2025年2月10日付で、当社取締役会に提出しております。なお、当該答申書の概要については、下記「7. 支配株主との取引等に関する事項」の「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主との利害関係のない者から入手した意見の概要」をご参照ください。

② 当社における独立した社内検討体制の構築

当社は、GMO-TW及びGMO-IGから独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築しております。具体的には、GMO-TW及びGMO-IGの役職員を兼務していない、GMO-TW及びGMO-IGから独立性が認められる役職員を当社において本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関する役職員とし、かかる検討体制に独立性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けております。

③ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役8名のうち熊谷正寿氏及び安田昌史氏の2名は、GMO-IGの役員を現在兼務しており、本株式交換における構造的な利益相反による影響を回避する観点から、2025年2月12日付開催の当社取締役会では、上記2名を除く6名の取締役において審議し、その全員一致により本株式交換を行うことを決議しました。

また、当社の監査役3名のうち松井秀行氏は、GMO-IGの役員を現在兼務しており、本株式交換における構造的な利益相反による影響を回避する観点から、2025年2月12日付の当社取締役会では、同氏を除く他の2名の監査役が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

2. 本株式交換の当事会社の概要

(1) 名称	GMOリサーチ&AI株式会社	GMOタウンWiFi株式会社
(2) 所在地	東京都渋谷区桜丘26番1号 セルリアンタワー12階	東京都渋谷区桜丘26番1号 セルリアンタワー10階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 細川 慎一	代表取締役CEO 荻田 剛大
(4) 事業内容	インターネットリサーチ事業	インターネット接続仲介業及びアクセスサービス業
(5) 資本金	299,034千円	100,000千円
(6) 設立年月日	2002年4月1日	2015年4月27日

(7) 発行済株式数	1,677,000株	14,349株
(8) 決算期	12月末	12月末
(9) 従業員数	185名 (連結)、135名 (単体)	17名
(10) 主要取引先	株式会社野村総合研究所 株式会社ビデオリサーチコミュニ ケーションズ 株式会社メタサイト イブソス株式会社 NTTコム・オンライン・マーケテ ィング・ソリューション株式会社 楽天インサイト株式会社 ジオテクノロジーズ株式会社 Forsta Worldwide Ltd.	Bytedance Pte. Ltd. Meta Platforms Inc. Google Asia Pacific Pte. Ltd. AppLovin Corporation LINEヤフー株式会社 InMobi Pte. Ltd.
(11) 主要取引銀行	GMOあおぞらネット銀行	GMOあおぞらネット銀行
(12) 大株主及び持株比率 (持株比率は自己株式を除いた値)	GMOインターネットグループ株式 会社 54.44% 株式会社HOSOKAWA 3.88% MSIP CLIENT SECURITIES 1.86% 亀山 茂 1.44% 細川 慎一 1.24% 外池 榮一郎 1.22% JPモルガン証券株式会社 1.17% GMOリサーチ&AI従業員持株会 1.10% 高橋 元雄 0.92% 増田 登美子 0.92%	GMOインターネットグループ株式 会社 79.78% 荻田 剛大 15.23% GMOインターネット株式会社 5.00%
(13) 当事会社間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社は、GMO-TWより消費者パネ ルの仕入を行っております。
	関連当事者への該当状況	当社及びGMO-TWは、同一の親会 社を持つ会社等に該当し、相互に 関連当事者に該当しております。

(14) 最近3年間の財政状態及び経営成績 (連結)

① GMOリサーチ&AI株式会社

(単位：千円)

決算期 (連結)	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
連 結 純 資 産	1,908,906	2,047,417	2,112,599
連 結 総 資 産	3,072,220	2,993,556	2,996,006
1 株 当 た り 連 結 純 資 産 (円)	1,169.24	1,252.99	1,285.10
連 結 売 上 高	5,200,640	5,117,203	5,025,786
連 結 営 業 利 益	419,722	440,561	235,122
連 結 経 常 利 益	458,176	428,219	248,884
親会社株主に帰属する当期純利益	356,385	307,314	183,147
1 株 当 た り 連 結 当 期 純 利 益 (円)	218.39	188.23	112.10
1 株 当 た り 配 当 金 (円)	109.14	114.84	114.84 (予定)

② GMOタウンWiFi株式会社

(単位：千円)

決算期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
純 資 産	▲631,232	▲467,651	325,474
総 資 産	427,055	380,662	991,369
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	▲43,991.38	▲32,591.26	22,682.73
売 上 高	982,723	1,251,330	2,198,561
営 業 利 益	72,412	179,807	762,779
経 常 利 益	62,464	163,760	757,264
当 期 純 利 益	62,284	163,580	793,126
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	4,340.66	11,400.12	55,273.99
1 株 当 た り 配 当 金 (円)	0.00	0.00	9,428.16 (予定)

(注) GMO-TWは、2024年12月期より配当可能限度額が正の金額になったことに伴い、GMO-TWの配当方針に基づき期末配当を行うことを予定しており、当該配当予定額は、GMO-TWの1株当たりの株式価値の分析に織り込まれております。

3. 本株式交換後の状況

(1) 名称	GMOリサーチ&AI株式会社
(2) 所在地	東京都渋谷区桜丘26番1号 セルリアンタワー12階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 荻田 剛大
(4) 事業内容	インターネットリサーチ事業
(5) 資本金	299,034千円
(6) 決算期	12月31日
(7) 純資産	現時点では確定していません。
(8) 総資産	現時点では確定していません。

(注) 本株式交換後に当社の取締役就任するGMO-TWの役員は、現GMO-TW代表取締役CEO荻田剛大の1名のみとなります。なお、監査役については、本株式交換に伴う異動は予定していません。

4. 本株式交換後の代表取締役の異動について

(1) 異動の内容・理由

経営統合後の当社及びGMO-TW両社のさらなる成長と、経営統合によるシナジーの創出を力強く推進するため、代表取締役の異動を下記のとおり行うことを内定いたしました。

氏名	役職	
	定時株主総会后 (2025年3月18日)	本株式交換後 (2025年4月1日)
細川 慎一 (ホソカワ シンイチ) (現当社代表取締役社長)	代表取締役社長	代表取締役副社長
荻田 剛大 (オギタ タケヒロ) (現GMO-TW代表取締役CEO)	代表取締役副社長	代表取締役社長

(2) 新任代表取締役の略歴

氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数
荻田 剛大 (1982年10月15日)	2006年4月 楽天株式会社 (現楽天グループ株式会社) 入社	—
	2015年4月 株式会社タウンWiFi創業 (現GMOタウンWiFi株式会社) 代表取締役 (現任)	
	2019年11月 GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社) にグループジョイン	

(注) 荻田氏は、2025年3月18日現在、GMO-TW株式2,185株を保有しておりますが、本株式交換の効力発生によって、本株式交換比率に従い当社株式421,705株 (2024年12月31日時点の当社の自己株式を除く発行済株式総数に対する割合9.58%) を所有することとなる予定です。

5. 会計処理の概要

本株式交換については、企業結合会計基準における共通支配下の取引に該当し、のれん (又は負ののれん) は発生しない見込みです。

6. 今後の見通し

本株式交換が2025年12月期以降の業績に与える影響は現在精査中であり、本株式交換に関して新たに開示の必要性が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

7. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

上記「1.交換対価の相当性に関する事項」「(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「オ 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換は当社において支配株主との重要な取引等に該当します。当社が2024年3月19日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関して、本株式交換においては、当社は、上記「1.交換対価の相当性に関する事項」「(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「オ 公正性を担保するための措置」及び「カ 利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じており、かかる対応は当該指針に適合するものと判断しております。

なお、当社が2024年3月19日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社はGMOインターネットグループ株式会社であり、同社は当社の議決権の54.44%を保有する筆頭株主です。当社が親会社を中心とした企業集団（以下、親会社グループ）と営業取引を行う場合には、新規取引開始時及び既存取引の継続時も含め、少数株主の保護の観点から取引条件等の内容の適正性を、その他第三者との取引条件と比較しながら慎重に検討して実施しております。また、当社の営業取引における親会社グループへの依存度は低く、そのほとんどは当社と資本関係を有しない一般企業との取引となっております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本株式交換は当社において支配株主との重要な取引等に該当することから、当社は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要と判断し、上記「1.交換対価の相当性に関する事項」「(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「オ 公正性を担保するための措置」及び「カ 利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見書の概要

当社は、上記「1.交換対価の相当性に関する事項」「(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「カ 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また本株式交換に関する当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが、当社の一般株主にとって不利益でないことを確認することを目的として、本特別委員会を設置し、本諮問事項について諮問いたしました。

その結果、本特別委員会から、2025年2月10日付で、大要以下のとおり答申書を受領いたしました。

1. 答申の内容

- (a) 本株式交換の目的は合理的なものであると考える
- (b) 本株式交換の取引条件は公正かつ妥当であるとする
- (c) 本株式交換の手続は公正であるとする
- (d) 本株式交換は当社の一般株主にとって不利益ではないとする。

(注) なお、答申書において一般株主とは、「少数株主」(有価証券上場規程第441条の2)を意味する。

2. 答申の理由

(a) 本株式交換の目的の合理性

本特別委員会が、当社から説明を受けた、本株式交換の意義・目的並びに本株式交換により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容をまとめると、概要以下のとおりである。

・ 当社グループは、「想いを、世界に」というフィロソフィーのもと、業界最大級のパネルネットワークと技術力を背景に、アンケート調査を行う顧客企業とアンケート調査に回答するモニターをつなげるプラットフォームを提供し、日本・アジアを中心にグローバルに市場調査・マーケティングの領域において新しい価値を提供している。そして、当社グループの強みであるアジア16の国と地域にわたる広範で多国籍かつ大規模なパネルネットワークを活用し、企業がターゲット市場や消費者セグメントごとに、迅速かつ正確なデータを収集できる環境を提供し、また、AI技術を活用し、効率的なデータ分析を実現することで、企業的意思決定やマーケティング戦略を支援してきた。

・ 当社グループは、海外特にアジア地域でのさらなる成長実現のためには消費者パネルの拡充が重要となるところ、その拡大にかかる費用負担が重いことを課題として認識するに至った。消費者パネルの定着率を高めることによって、新規の消費者パネルの獲得費用を抑制することができる。これまで、当社グループは、消費者パネルに配信する消費者アンケートの案件本数と消費者パネルの規模のバランスを取ることで、消費者パネルの定着率改善に努めてきたが、消費者アンケート以外のコンテンツを展開することにより、消費者パネルの定着率を高める方法を検討する必要があった。

・ 他方、GMO-TWiは、「日常にひそむ違和感に気づき、よりよい仕組みで解決する」というミッションを掲げ、ユーザーの通信環境を最適にする一般消費者向けの本アプリの開発・運営を通じて、スマートフォンの通信料金の削減というユーザーの課題を解決してきた。本アプリは、一度登録するとそれ以降ログイン等の面倒な手間なく、対応するフリーWi-Fiスポットに自動的に接続できる機能を提供している。本アプリは、通信量の節約や通信制限の回避を求める多くのユーザーに支持され、サービス開始以来、利用者を増やし続け、2024年12月末現在、累計2,500万ダウンロード、月間ユーザー数約200万人と、国内最大のフリーWi-Fi接続サービスとなっている。GMO-TWiは、ユーザーが快適にインターネットを利用できることを第一に考え、遅いWi-Fiや使えないWi-Fiに接続しない機能を実装する等、ユーザビリティにこだわったユーザー体験を提供してきた。2021年にはWi-Fi接続機

能に加えてポイントが貯まる機能をリリースし、アプリユーザーがフリーWi-Fiに接続し、広告視聴等特定のアクションを行うと、ポイントを獲得できるようになった。貯めたポイントは、PayPayや楽天ポイント等の各種ポイントに手数料無料で交換することができ、ユーザーの日常生活をより豊かで便利にする仕組みを実現している。このようなサービスが支持され、多くのユーザーにご利用いただくことで、GMO-TWは高い収益性を実現してきた。そして、GMO-TWは、本アプリで得たノウハウを発展させ、さらに多くのユーザーにより良い仕組み・サービスを届けるべく、2025年1月に新たな一般消費者向けスマートフォンアプリ「シフト手帳 Pro」の運営を開始した。Wi-Fi接続、ポイ活機能にとどまらず、その他の様々な機能を組み合わせた「ポイントプラットフォーム」に進化させ、運営するアプリを増やしていくことで、ポイント「も」もらえるという体験を提供することを目指している。

- ・ GMO-TWは、事業成長を実現するための事業基盤の獲得が課題となっていた。事業基盤としてのポイントプラットフォームの構築においては、当該プラットフォームに参加する会員保有企業の開拓のスピードをあげることが必要であり、また、既存の収益基盤の大部分がアドネットワーク経由のものに限られていた。

- ・ こうした中、当社とGMO-TWは、本経営統合を通じて、当社グループは、GMO-TWが構築を進めているポイントプラットフォームに参加することで、消費者パネルの定着率の向上による効率的な消費者パネルの拡大、及びGMO-TWが得意とするアドネットワーク経由の広告出稿によるパネル収益性の向上が可能になると判断するに至った。一方、GMO-TWは、ポイントプラットフォームに参加いただく会員保有企業の開拓において当社の消費者パネルネットワークを活用することでその開拓スピードを高めること、またGMO-TWの会員基盤に消費者アンケートの機会を提供することによる追加の収益機会を得ることが可能になると判断するに至った。また、そのような相互補完関係によるシナジー創出をより有効に実現するためには、両社の既存事業の強みを損なうことなく維持することが重要になると考えた。その結果、本株式交換を実施し、その後、本吸収分割による持株会社体制への移行により本経営統合を実施することで、持株会社となるGMOプロダクトプラットフォーム株式会社のもと、本承継事業を承継する分割準備会社とGMO-TWが並列的に事業を行う資本構造とするのが最適であると判断するに至った。具体的には、「世の中によりプロダクトを増やしていく。」という統合会社のビジョンのもと、①当社は、アジアを中心として業界最大級のパネルネットワークを構築しているが、そのパネルネットワークの活用方法はリサーチに限定されていたところ、GMO-TWが本アプリの運営で培ったARPU（ユーザーあたり収益）向上に関するノウハウの活用、ポイント機能の導入、GMO-TWが得意とするアドネットワーク経由の広告出稿等により、これまでリサーチに限定されていたパネルネットワークからの収益機会について、より多様な方法で収益を生み出すことができるようになることと考えられること、また、GMO-TWが強みとする機能の提供は、消費者パネルの定着率向上に寄与し、その結果、当社はより効率的に消費者パネルの拡大を進めることができるようになること、GMO-TWとしては、自社のサービスを迅速に多くの会員保有企業に提供することが可能になること、②GMO-TWは、既存の収益基盤の大部分がアドネットワーク経由のものに限ら

れていたところ、当社が、GMO-TWが保有する多数の会員に対し、消費者リサーチへの回答機会を提供することで、自社員からの収益獲得機会を増やすことが可能になること等のシナジー効果の発生を想定している。

本特別委員会における当社及びGMO-TWに対する本株式交換の目的・理由、本株式交換実施後の経営方針等に関する事項のヒアリング等における説明にも特段不合理な点はなく、本株式交換後の事業のシナジー及び企業価値向上効果については具体性があるものと考えられる。以上を踏まえて、本特別委員会において慎重に審議・検討したところ、本株式交換の実行は、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するという当社の判断内容に不合理な点は認められず、本株式交換の目的は合理的であると判断するに至った。

(b) 本株式交換の取引条件の公正性・妥当性

ア 取引方法・取引対価の種類の妥当性

・ 当社株式を対価とする株式交換以外に、本経営統合によるシナジーを実現する方法としては、(i) 当社がGMO-TWの株式を現金対価で取得する方法、及び (ii) 共同株式移転により共同持株会社を設立して、当社及びGMO-TWがその子会社となる方法を検討した。

(i) 当社がGMO-TWの株式を現金対価で取得する方法について、①GMO-TWの想定される企業価値の大きさに鑑みると現金対価による株式取得は現実的ではなく、当社において多額の資金調達の問題が生じること、②財政状態・純資産の健全性の観点から鑑みると、手元預金の減少や多額の借入は回避すべきであること、③本経営統合後の投資余力を確保すべきであること、④当社の連結財務諸表においてのれんが発生し、将来の業績数値の重しになることから、当該選択肢は検討から除外した。

(ii) 共同株式移転により共同持株会社を設立して、当社及びGMO-TWがその子会社となる方法について、GMO-TWはテクニカル上場の扱いとなり、東京証券取引所の審査が必要となり、その審査時に監査報告書2期分の提出が必要になるがその準備の目的が立たないことから、当該選択肢も除外した。

・ 上記「1.交換対価の相当性に関する事項」「(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「ウ発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載した事項について、本特別委員会において慎重に審議・検討したところ、本株式交換の発行数及び希薄化の規模が合理的である旨の当社の説明及び検討結果に不合理な点は認められなかった。

・ 上記「1.交換対価の相当性に関する事項」「(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「エ上場廃止となる見込み及びその事由」に記載した理由から、本株式交換後に流通株式比率を充足するための方策として考えられる方法及びその実現性を踏まえると、当社は本株式交換後において当社株式の上場を維持することが合理的であるという当社の分析に不合理な点は認められなかった。

イ 第三者機関による算定

・ 本株式交換比率は、本株式交換比率算定書 (KPMG) におけるDCF法による算定結果の中央値をやや上回る比率ではあるものの、評価レンジの範囲内の比率であり、算定の前提としてGMO-TWの2025

年12月期から2027年12月期までの3期分の財務予測（以下、「GMO-TW財務予測」といいます。）を考慮しているところ、GMO-TWの高い成長率がGMO-TWの1株当たりの株式価値に適切に反映されないおそれがあることを踏まえるとDCF法を過度に偏重すべきではなく、また、類似会社比較法による算定結果の中央値を下回る比率である。

・ 本特別委員会は、KPMGから、DCF法及び類似会社比較法のそれぞれに用いられた算定方法等について詳細な説明を受けたうえで、評価手法の選択、類似会社の選定方法、株式価値の算定方法について審議・検討を行った結果、いずれも不合理な点は認められなかった。また、本特別委員会は、当社に対して、上記算定の基礎となる当社の事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯について質疑応答を行ったうえで検討した結果、不合理な点は認められなかった。上記算定の基礎となるGMO-TWの事業計画については、大和総研及びKPMGにおいて、GMO-TWと複数回質疑応答を行う等し、その結果を踏まえて本特別委員会は、その重要な前提条件等に妥当性が認められない場合にはその修正の検討を行うことを要請し、GMO-TWより提供を受けた修正後の事業計画をGMO-TWの株式価値の分析の前提として採用している。

ウ フェアネス・オピニオンの取得

さらに、当社は、KPMGから、当社財務予測及びGMO-TW財務予測に基づく株式価値の分析結果に照らして、本株式交換比率が、当社の一般株主の皆様にとって公正価値（フェア・バリュー）である旨の意見を表明する本フェアネス・オピニオン（KPMG）の提出を受けている。

エ 交渉過程手続の公正性

本特別委員会は、本株式交換における株式交換比率、GMO-TWとの交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの大和総研の助言、株式交換比率の算定に関するKPMGの助言、並びに本株式交換に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的見地からの西村あさひの助言をそれぞれ受けながら、GMO-TWとの間の複数回にわたる交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本株式交換の妥当性について検討した。このように、GMO-TWとの取引条件に関する協議・交渉過程は、独立した当事者間の交渉と認められる公正なものであり、企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本株式交換が行われることを目指した合理的な努力が行われる状況が確保されていたものと認められる。

オ その他の条件においても公正性を疑わせる事情は認められないこと

当社は、本株式交換に係る契約に関して、本株式交換比率に限らず、リーガル・アドバイザーである西村あさひにレビューを依頼しているところ、特に当社に不利な条件の存在は認められていない。

以上を踏まえて、本特別委員会において慎重に審議・検討したところ、本株式交換に係る取引条件は妥当であると判断するに至った。

(c) 本株式交換の手続の公正性

・ 当社は、GMO-TW、GMO-IG及び本株式交換の成否からの独立性が認められる当社グループ、

GMO-TW及びGMO-IGと利害関係を有しない当社の独立役員かつ社外取締役である橋本昌司氏、当社の独立役員かつ社外監査役である手塚奈々子氏及び浜谷正俊氏の3名からなる本特別委員会を、本株式交換に係る取引条件の形成過程の初期段階である2024年12月16日に設置し、本株式交換に係る取引条件の形成過程の初期段階から、本特別委員会が本株式交換に対して関与する状態を確保していた。本特別委員会は、本諮問事項の検討にあたり、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、慎重に検討を行った。その過程において、本特別委員会は、当社とGMO-TWの間における本株式交換に係る協議・交渉について、事前にその方針を確認し、当社からその経緯及び内容等について都度報告を受けたうえで、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行う等の方法により、交渉過程に関与している。このように、本特別委員会の関与のもと、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本株式交換が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況が確保されたうえで、真摯な交渉が行われたと認められる。

- ・ 当社は、本特別委員会が承認した、当社グループ、GMO-TW及びGMO-IGから独立した当社のファイナンシャル・アドバイザーである大和総研から、本株式交換における株式交換比率、GMO-TWとの交渉方針に関する助言を含む財務の見地からの助言を受けるとともに、本特別委員会が承認した、当社グループ、GMO-TW及びGMO-IGから独立した当社の第三者算定機関であるKPMGから、本株式交換比率算定書（KPMG）及び本フェアネス・オピニオン（KPMG）を取得した。

- ・ 当社は、本特別委員会が承認した、当社グループ、GMO-TW及びGMO-IGから独立した当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひから、本株式交換について手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本株式交換の諸手続並びに本株式交換に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けた。

- ・ 当社は、GMO-TW及びGMO-IGから独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を当社の社内に構築した。具体的には、GMO-IGの役職員を兼務しておらず、GMO-IGから独立性が認められる役職員を本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関する役職員として選定した。

- ・ 当社において、本株式交換について検討、交渉及び判断に関する役職員として、当社の取締役8名のうち、熊谷正寿氏及び安田昌史氏の2名は、GMO-IGの役員を現在兼務しており、本株式交換における構造的な利益相反による影響を回避する観点から、当社の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議には参加しておらず、当社の立場で本株式交換に係る協議及び交渉に関与していない。また、当社の監査役3名のうち松井秀行氏は、GMO-IGの役員を現在兼務しており、本株式交換における構造的な利益相反による影響を回避する観点から、当社の取締役会における本株式交換に関する審議には一切参加しておらず、当社の立場で本株式交換に係る協議及び交渉に関与していない。

- ・ 本株式交換において、当社は、いわゆるMoM条件を本株式交換成立の条件とはしていない。GMO-IGが88万9,500株（議決権数8,895個、議決権割合54.62%）の当社株式を保有している状況下においてMoM条件を設定すると、少数の株式保有をもって本株式交換を阻止できる状態が生じることを奇貨として、必ずしも当社の企業価値向上に資さない要求がなされる等、MoM条件が特定の投資家の私的利益を追求するために濫用されるおそれがあり、かえって一般株主の利益に資さない可能性がある。

と考えられる。このように、MoM条件を設定して本株式交換の成立を不安定なものとするのは、かえって当社の一般株主の利益を大きく損なう可能性があると考えられる反面、本株式交換においては、その他に適切な公正性担保措置が実施されており、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられる。

- ・ 本株式交換に関して、当社の一般株主による取引条件の妥当性等についての判断に資する十分な情報開示が予定されている。
- ・ 本株式交換の公正性を担保するための措置として、本株式交換の承認に係る株主総会決議を実施するに際し、上記「1.交換対価の相当性に関する事項」「(2)本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「オ 公正性を担保するための措置」に記載した理由により、当社としてMoM条件は設定しないこととしているが、かかる当社の分析について不合理な点はなく、本特別委員会としても異存はない。

以上を踏まえると、本株式交換に係る手続は公正であるといえる。

(d) 上記 (a) から (c) の事項を踏まえ、本株式交換の目的は合理的と考えられること、本株式交換の取引条件は公正かつ妥当であると考えられること、及び本株式交換の手続は公正なものであると考えられる。そこで、本特別委員会は、本株式交換の実施を決定することは、当社の一般株主にとって不利益なものではないとの意見を答申するに至った。

8. 当社の資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、会社法第445条第5項による委任を受けた会社計算規則第39条の定める額の範囲内で定めており、相当であります。

9. 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式交換において株式交換完全子会社となるGMO-TWは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

10. GMO-TWの最終事業年度に係る計算書類等の内容

GMO-TWの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙のとおりであります。

11. 当社における最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 本株式交換契約の締結

当社は、2025年2月12日開催の取締役会において、GMO-TWとの間で本株式交換を実施することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の概要は、上記「第2. 株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

12. GMO-TWにおける最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 本株式交換契約の締結

GMO-TWは、2025年2月12日開催の取締役会において、当社との間で本株式交換を実施することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の概要は、上記「第2. 株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

(2) 「シフト手帳Pro」の譲受

GMO-TWは、2025年1月15日開催の取締役会において、株式会社Funeasy Softが提供しておりましたシフト管理アプリ「シフト手帳Pro」を譲受することを決議し、2025年1月31日に3,660万円（税込）にて「シフト手帳Pro」を譲受いたしました。

以上

別紙 GMO-TWの最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告

(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

1. 会社の現況

(1) 当期における営業の経過および成果

当期においては、ポイント事業に注力したことにより、過去最高売上・営業黒字という成果を上げることができました。

この結果、当期における売上高は1,251,331千円（前期比 27.3%増）、営業利益は179,807千円（前期比 148.1%増）、経常利益は163,760千円（前期比 162.2%増）、当期純利益は163,580千円（前期比 162.6%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

今後の当社の課題といたしましては、ポイント事業のさらなる拡大と広告価値向上による収益増により、持続的な成長を目指して事業運営を行ってまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区分	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期 (当期)
営業収益	336,582	982,723	1,251,330
営業利益	-230,089	72,412	179,807
経常利益	-248,548	62,464	163,760
当期純利益	-250,484	62,284	163,580
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
総資産	206,952	427,055	380,662

純資産	-693,516	-631,232	-467,651
1株当たり純資産	-	-	-

(5) 親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は GMO インターネットグループ株式会社であります。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 使用人の状況

区分	使用人数 (名)	前期末費増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男	9	+1	38.6	2.5
女	8	+2	35	2
合計または平均	17	+3	37	2

2. 会社の状況

(1) 株式の状況

- | | |
|--------------|---------|
| ① 発行可能株式総数 | 14,349株 |
| ② 発行済株式の総数 | 14,349株 |
| ③ 株主数 | 5名 |
| ④ 株主 (上位10位) | |

株主名	持株数 (数)	議決権比率 (%)
GMO-IG	10,483	73.1%
荻田 剛大	2,927	20.4%
GMO-AP	717	5.0%
戸部 敦	192	1.3%
松野 俊也	30	0.2%
合計	14,349	100.0%

(2) 取締役および監査役の状況 (2023 年 12 月 31 日現在)

会社における地位	氏名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役社長	荻田 剛大	CEO (Chief Executive Officer)
取締役	松野 峻也	CPO (Chief Product Officer)
取締役	林 泰生	なし
取締役	渡部 謙太郎	GMOアドマーケティング株式会社代表取締役社長
監査役	稲垣 法子	なし

注 当期中の役員の変動については以下のとおりです。

- ① 新任 なし
- ② 役職の移動 なし
- ③ 退任 なし

貸借対照表

令和05年12月31日 現在

GMOタウンWiFi株式会社

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	357,812,850	【流動負債】	845,530,027
現金及び預金	130,531,434	短期借入金	585,000,000
売掛金	171,341,740	未払金	92,351,219
貸倒引当金	△1,028,050	未払費用	8,224,407
前払費用	4,371,433	預り金	2,901,173
未収還付消費税	31,973,743	未払法人税等	180,000
未収還付法人税等	300	ポイント引当金	144,970,354
預け金	20,622,250	賞与引当金	11,902,874
【固定資産】	22,849,222	【固定負債】	2,784,004
有形固定資産	14,150,622	資産除去債務	2,784,004
建物付属設備	10,463,321	負債の部合計	848,314,031
工具器具備品	12,338,767	純資産の部	
減価償却累計額	△7,075,472	科目	金額
減損損失累計額	△1,575,994	【株主資本】	△467,651,959
投資その他の資産	8,698,600	資本金	100,000,000
敷金	8,598,600	利益剰余金	△567,651,959
差入保証金	100,000	その他利益剰余金	△567,651,959
		繰越利益剰余金	△567,651,959
		(うち当期純利益)	163,580,296
		純資産の部合計	△467,651,959
資産の部合計	380,662,072	負債・純資産の部合計	380,662,072

損益計算書

自 令和05年01月01日

至 令和05年12月31日

GMOタウンWiFi株式会社

(単位：円)

科目	金額	
【売上高】		
売上高	1,251,330,972	1,251,330,972
【売上原価】		
仕入高（サーバー原価）	43,870,748	
ポイント引当金繰入額	76,770,439	
（原）支払手数料	316,025,043	
合計	436,666,230	
売上総利益		814,664,742
【販売費及び一般管理費】		634,857,342
営業利益		179,807,400
【営業外収益】		
受取利息	2,014	
雑収入	1,081,354	
為替差益	10,293,723	11,377,091
【営業外費用】		
支払利息	16,084,240	
為替差損	11,339,955	27,424,195
経常利益		163,760,296
【特別利益】		
【特別損失】		
税引前当期純利益		163,760,296
法人税等		180,000
当期純利益		163,580,296

株主資本等変動計算書

自 令和05年01月01日

至 令和05年12月31日

GMOタウンWiFi株式会社		(単位：円)
株主資本		
資本金	当期首残高	100,000,000
	当期変動額	0
	当期末残高	<u>100,000,000</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金	当期首残高	-731,232,255
繰越利益剰余金	当期変動額	当期純利益 163,580,296
	当期末残高	<u>-567,651,959</u>
株主資本合計		
	当期首残高	-631,232,255
	当期変動額	163,580,296
	当期末残高	<u>-467,651,959</u>
純資産の部合計		
	当期首残高	-631,232,255
	当期変動額	163,580,296
	当期末残高	<u>-467,651,959</u>

個別注記表

令和5年1月1日から
令和5年12月31日まで

会社名 GMOタウンWiFi株式会社

- I. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。
- II. 重要な会計方針に係る注記
1. 固定資産の減価償却方法
- (1) 有形固定資産
- 法人税法の規定による定率法(但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法)を採用しております。
- なお、主な耐用年数は次の通りであります。
- | | |
|--------|---------|
| 建物附属設備 | 10年～15年 |
| 工具器具備品 | 3年～15年 |
- (2) 無形固定資産
- 法人税法の規定による定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は次の通りであります。
- | | |
|-------------|----|
| 自社利用のソフトウェア | 5年 |
|-------------|----|
- III. 貸借対照表等に関する注記
1. 有形固定資産の減価償却累計額 7,075,472円
- IV. 株主資本等変動計算書に関する注記
1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数 14,349株
2. 当該事業年度の末日における自己株式の数 0株
3. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
- (1) 令和5年3月17日の定時株主総会において、「配当なし」と決議されました。
4. 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
- (1) 令和6年3月18日の定時株主総会において、「配当なし」と決議されました。

監査報告書

私たち監査役は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和6年3月8日

GMOタウンWiFi株式会社

監査役 稲垣 法子 ㊞

第4号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の重任と新たな取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	地位	担当	当事業年度における 取締役会への出席状況（出席率）
1	再任 細川 慎一 ほそかわ しんいち	代表取締役社長	—	16回中16回に出席 (100%)
2	新任 荻田 剛大 おぎた たけひろ	—	—	—
3	再任 熊谷 正寿 くまがい まさとし	取締役会長	—	16回14回に出席 (88%)
4	再任 本郷 哲也 ほんごう てつや	専務取締役	事業開発本部 本部長	16回中16回に出席 (100%)
5	再任 長田 幸也 ながた ゆきや	常務取締役	事業開発本部 本部長	16回中16回に出席 (100%)
6	再任 森 勇憲 もり たけのり	常務取締役	グローバル経営管理本部 本部長	16回中16回に出席 (100%)
7	再任 安田 昌史 やすだ まさし	取締役	—	16回中15回に出席 (94%)
8	再任 橋本 昌司 はしもと まさし	取締役	—	16回中16回に出席 (100%)

社外取締役

候補者
番号

1



ほそかわ しんいち

細川 慎一

(1973年2月5日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

20,300株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1996年3月 在エチオピア日本国大使館勤務
- 1998年6月 株式会社ケンウッド入社コンポーネント事業部事業企画室
- 2000年5月 サンダーバード米国経営大学院MBA入学
- 2001年10月 KPMGコンサルティング株式会社入社CIM、CRM戦略チーム
- 2005年1月 GMOメディアアンドソリューションズ株式会社入社事業開発室長
- 2005年4月 GMOメディアアンドソリューションズ株式会社取締役
- 2006年3月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&AI株式会社）代表取締役
- 2006年9月 GMO総合研究所株式会社（現GMOリサーチ&AI株式会社）代表取締役社長（現任）
- 2012年12月 GMO RESEARCH PTE. LTD.（現 GMO-Z.COM RESEARCH PTE. LTD.）Director（現任）
- 2013年6月 技募驛動市場調査（上海）有限公司董事長
- 2013年11月 GMO RESEARCH PVT. LTD.（現 GMO-Z.COM RESEARCH PVT. LTD.）Managing Director（現任）
- 2015年5月 日本マーケティング・リサーチ協会（JMRA）理事（現任）
- 2015年11月 ヨーロッパ世論・調査市場協会（ESOMAR）日本代表（現任）
- 2017年2月 技募驛動市場調査（上海）有限公司董事（現任）
- 2017年7月 GMO RESEARCH SDN. BHD.（現 GMO Z COM RESEARCH SDN. BHD.）Director（現任）
- 2022年1月 GMO-Z.COM RESEARCH USA, INC. Director（現任）

・選任理由及び期待される役割

2006年から当社の代表取締役社長を長年にわたり務めており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

2



おぎわら たけひろ
荻田 剛大
(1982年10月15日生)

新任

所有する当社の株式数
普通株式
0株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2006年 4月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）入社
- 2015年 4月 株式会社タウンWiFi創業（現GMOタウンWiFi株式会社）代表取締役（現任）
- 2019年11月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）にグループジョイン

・選任理由及び期待される役割

GMOタウンWiFi株式会社の経営における豊富な経験と知見を有しており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通しているため、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

3



くまがい まさとし
熊谷正寿
(1963年7月17日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
0株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1991年 5月 株式会社ボイスメディア（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役
- 1999年 9月 株式会社まぐクリック（現GMOインターネット株式会社）代表取締役
- 2000年 4月 株式会社まぐクリック（現GMOインターネット株式会社）取締役
- 2001年 8月 株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）代表取締役会長
- 2002年 4月 GMO総合研究所株式会社（現GMOリサーチ&AI株式会社）取締役会長（現任）
- 2003年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役会長兼社長
株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）取締役会長（現任）
- 2004年 3月 株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）取締役会長（現任）
GMOモバイルアンドデスクトップ株式会社（現GMOメディア株式会社）取締役会長（現任）
- 2004年12月 株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲートウェイ株式会社）取締役会長
- 2007年 3月 株式会社まぐクリック（現GMOインターネット株式会社）取締役会長
- 2008年 5月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役会長兼社長グループ代表
- 2009年 4月 株式会社イノベックス（現GMO TECH株式会社）取締役会長（現任）
- 2011年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長兼社長
- 2012年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長（現任）
- 2015年 3月 GMOアドパートナーズ株式会社（現GMOインターネット株式会社）取締役
- 2016年 3月 GMOアドパートナーズ株式会社（現GMOインターネット株式会社）取締役会長（現任）
- 2022年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO（現任）

・選任理由及び期待される役割

GMOインターネットグループ経営における豊富な経験と知見を有しており、広範かつ高度な視野からの経営全般に対する助言をいただくため、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

4



ほんごう てつや
本郷 哲也

(1971年12月11日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

4,450株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1995年 4月 日本電気株式会社入社
- 2001年 8月 朝日アーサーアンダーセン株式会社 入社
- 2013年 8月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I株式会社）
入社サービス・プロデュース本部 本部長
- 2015年 9月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I株式会社）
リサーチ事業部 部長
- 2016年 3月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I株式会社）
取締役 国内事業本部 本部長
- 2020年 3月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I株式会社）
常務取締役 国内事業本部 本部長
- 2022年 1月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I株式会社）
常務取締役 事業開発本部及びイノベーション本部 本部長
- 2022年 3月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I株式会社）
専務取締役 事業開発本部 本部長（現任）
技募驛動市場調査（上海）有限公司董事長（現任）
- 2022年 4月 GMO RESEARCH SDN. BHD. (現 GMO Z COM
RESEARCH SDN. BHD.) Director
GMO RESEARCH PTE. LTD. (現GMO-Z.COM RESEARCH
PTE. LTD.) Director

・選任理由及び期待される役割

当社の主力事業であるインターネットリサーチの事業開発本部を統括する専務取締役として業務を執行しており、同分野において豊富な経験と知見を有していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

5



ながた ゆきや
長田 幸也

(1984年3月21日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

1,200株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2011年12月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I 株式会社）入社
- 2014年 8月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I 株式会社）国内事業本部コンサルティング営業部 マネージャー
- 2017年 1月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I 株式会社）国内事業本部コンサルティング営業部 部長代理
- 2018年 1月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I 株式会社）パネルイノベーション本部 部長代理
- 2018年 2月 GMO RESEARCH SDN. BHD. (現 GMO Z COM RESEARCH SDN. BHD.) Director (現任)
- 2019年 3月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I 株式会社）海外事業本部 部長
- 2021年 1月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I 株式会社）海外事業本部エンゲージメントラボ室 室長
- 2021年 6月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I 株式会社）台湾駐在員事務所代表（現任）
- 2022年 2月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I 株式会社）事業開発本部 本部長
- 2022年 3月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I 株式会社）取締役事業開発本部 本部長
- 2024年 3月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I 株式会社）常務取締役事業開発本部 本部長（現任）

・選任理由及び期待される役割

当社の主力事業であるインターネットリサーチの事業開発及びパネル開発の分野において豊富な経験と知見を有しており、また、事業開発本部本部長として、海外市場における営業統括責任者として業務を執行していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

6



もり たけのり

森 勇 憲

(1977年9月17日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

3,200株

・ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2001年10月 中央青山監査法人入所
- 2005年 4月 公認会計士登録
- 2006年 9月 PwCあらた有限責任監査法人入所
- 2008年 8月 PwCオーストラリア法人シドニー事務所出向
- 2012年 2月 PwCコンサルティング合同会社出向
- 2017年12月 JVCC株式会社取締役CFO就任
- 2019年10月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I株式会社）
入社 経営管理部 部長
- 2020年 2月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I株式会社）
経営管理本部 本部長
- 2020年 3月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I株式会社）
取締役 経営管理本部 本部長
- 2021年 1月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I株式会社）
取締役 グローバル経営管理本部 本部長
- 2021年10月 GMO RESEARCH PVT. LTD.（現 GMO-Z.COM RESEARCH
PVT. LTD.） Director（現任）
- 2024年 3月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I株式会社）
常務取締役 グローバル経営管理本部 本部長（現任）

・ 選任理由及び期待される役割

公認会計士としての専門的な知識と、企業経営全般において豊富な経験を有しており、当社の経営管理を統括する取締役として業務を執行していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

7



やすだ まさし
安田 昌史

(1971年6月10日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
0株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2000年4月 公認会計士登録
インターキュー株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）入社
- 2001年9月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）経営戦略室長
- 2002年3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役経営戦略室長
- 2003年3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）常務取締役グループ経営戦略担当兼IR担当
- 2005年3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）専務取締役管理部門統括・グループ経営戦略・IR担当
- 2008年5月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）専務取締役グループ管理部門統括
- 2013年3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）専務取締役グループ代表補佐 グループ管理部門統括
- 2015年3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役副社長 グループ代表補佐 グループ管理部門統括
- 2016年3月 GMOメディア株式会社取締役（現任）
GMOクラウド株式会社（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）取締役（現任）
GMOペパボ株式会社取締役
GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&AI株式会社）取締役（現任）
GMOアドパートナーズ株式会社（現GMOインターネット株式会社）取締役（現任）
GMO TECH株式会社取締役（現任）
- 2016年6月 GMOクリックホールディングス株式会社（現GMOフィナンシャルホールディングス株式会社）取締役（現任）
あおぞら信託銀行株式会社（現GMOあおぞらネット銀行株式会社）社外監査役
GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役（現任）
- 2019年6月 GMOあおぞらネット銀行株式会社社外取締役（現任）
- 2022年3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役 グループ副社長執行役員・CFOグループ代表補佐グループ管理部門統括（現任）

・選任理由及び期待される役割

GMOインターネットグループ経営、公認会計士としての豊富な経験と知見を有しており、当社のガバナンス体制強化と経営に関する助言をいただくため、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

8



はしもと まさし
橋本昌司

(1967年7月14日生)

再任
社外取締役

所有する当社の株式数
普通株式
0株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2000年4月 第一東京弁護士会弁護士登録
長谷川俊明法律事務所入所
- 2004年4月 三井安田法律事務所入所
- 2004年12月 リンクレーターズ法律事務所（現外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ）入所
- 2006年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科非常勤講師
- 2007年1月 Allen&Gledhill LLP（シンガポール）入所
- 2007年12月 Linklaters LLP（ロンドン）入所
- 2008年6月 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ入所
- 2009年6月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業
（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）入所
- 2010年12月 同パートナー
- 2011年8月 T L C タウンシップ株式会社コンプライアンス委員会外部委員
- 2014年3月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I株式会社）
社外取締役（現任）
- 2017年4月 東急不動産リート・マネジメント株式会社コンプライアンス委
員会外部委員（現任）
- 2017年6月 アストマックス株式会社社外取締役（現任）
- 2020年6月 大幸薬品株式会社社外取締役（監査等委員）
- 2024年2月 橋本総合法律事務所代表（現任）
- 2024年3月 大幸薬品株式会社専務取締役（現任）

・選任理由及び期待される役割

弁護士としての幅広い知識と企業法務にかかわる豊富な経験をもとに、経営に関する高い見識と監督能力を持たれ、当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。社外取締役としての立場から当社の経営の監督を行っていただくことで、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者として選定いたしました。

- (注) 1. 候補者細川慎一氏、本郷哲也氏、長田幸也氏、森勇憲氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者熊谷正寿氏は、当社の親会社であるGMOインターネットグループ(株)代表取締役グループ代表会長兼社長執行役員・CEO、親会社の子会社である、GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)取締役会長、GMOペパボ(株)取締役会長、GMOペイメントゲートウェイ(株)取締役会長、GMO T E C H(株)取締役会長、GMOメディア(株)取締役会長、GMOインターネット(株)取締役会長を兼務しております。なお、当社と各社との間には、営業上の取引関係があります。
3. 候補者安田昌史氏は、当社の親会社であるGMOインターネットグループ(株)取締役グループ副社長執行役員・CFOグループ代表補佐グループ管理部門統括、親会社の子会社である、GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)取締役、GMOペイメントゲートウェイ(株)取締役、GMOインターネット(株)取締役、GMOフィナンシャルホールディングス(株)取締役、GMOメディア(株)取締役、GMO T E C H(株)取締役を兼務しております。また、GMOあおぞらネット銀行(株)社外取締役を兼務しております。なお、GMOフィナンシャルホールディングス(株)を除いた各社と当社との間には、営業上の取引関係があります。
4. 候補者荻田剛大氏は、当社の親会社の子会社である、GMOタウンWiFi(株)代表取締役を兼務しております。なお、当社とGMOタウンWiFi(株)の間には、営業上の取引関係があります。
5. 候補者橋本昌司氏は、東急不動産リート・マネジメント(株)コンプライアンス委員会外部委員、アストマックス(株)社外取締役、橋本総合法律事務所代表、大幸薬品(株)専務取締役を兼務しております。各社と当社との間に特別の利害関係はありません。
6. 候補者橋本昌司氏は、社外取締役候補者であります。
7. 候補者橋本昌司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
8. 候補者橋本昌司氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、橋本昌司氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、橋本昌司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
10. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



きたがわ た く み
北川 琢 巳

(1977年11月7日生)

再 任
補欠監査役

所有する当社の株式数
普通株式
0株

・略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

- 2002年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
大川法律事務所入所
- 2017年11月 北川・中村法律事務所パートナー（現任）
- 2023年3月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I株式会社）
補欠監査役
GMOメディア株式会社補欠監査役（現任）
- 2023年8月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I株式会社）
社外監査役
- 2024年3月 GMOリサーチ株式会社（現GMOリサーチ&A I株式会社）
補欠監査役（現任）

・選任理由及び期待される役割

弁護士としての豊富な経験と知見を有し、現在は北川・中村法律事務所のパートナー弁護士を務めており、2023年8月から2024年3月まで当社の社外監査役に就任し、客観的かつ公正な立場から取締役の職務の執行の監査をしていただいていた実績を踏まえ、補欠監査役候補者として選定いたしました。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行いただけると判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者北川琢巳氏は社外監査役の補欠候補者であり、同氏に関する事項は次のとおりであります。
- (1)同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、社外監査役に就任した場合、独立役員として届出を行う予定です。
- (2)同氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限度とする契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
3. 当社は監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかに回復しておりますが、世界的な物価上昇や金融引き締め等による海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、依然として物価上昇、各地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があり、先行き不透明な状況が続いております。

マーケティング・リサーチ業界の世界全体の市場規模については、「Global Market Research 2024 (An ESOMAR Industry Report)」によると、2023年は\$142,419 million (前年比8.0%増)となり、拡大傾向にありました。また、国内市場については、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会の「第49回経営業務実態調査」によると、2023年度の市場規模は2,593億円 (前年比0.1%増)となりました。そのうちの当社グループの主力事業であるインターネットリサーチの市場規模については、前年比1.2%減となり、当社の調査会社向け売上が含まれるサンプルパネル提供市場の市場規模は3.8%減となりましたが、事業会社向け売が含まれるセルフサービスプラットフォーム市場の市場規模は25.5%増となりました。

このような経済・市場環境は、顧客が行う定量・定性マーケティング・リサーチのオンライン化の加速や、マーケティング・リサーチ業務のDIY型 (セルフ型) 化や内製化のトレンドに合わせた小型・ライトリサーチへのニーズの高まりなど、当社グループが強みを発揮できる事業環境の変化をもたらしております。

このような状況の中、当社グループは、「想いを、世界に」の経営理念のもと、インターネットリサーチ事業におけるナンバーワンを目指し、事業に邁進してまいりました。

国内市場に関しては、内製化のトレンドに合わせた小型・ライトリサーチへのニーズの高まりを受け、DIY型 (セルフ型) リサーチシステムである当社プラットフォーム (GMO Market Observer) の機能及びサービス体制の強化を進めシェア拡大に努めるほか、オペレーション業務の標準化と顧客対応力の強化による生産性の向上に一定の成果が見えました。また、オンライン調査に対するニーズに応えるため、消費者へのインタビューによる定性調査を対面することなくオンライン上で完結できるサービスである「MO Insights」を提供しております。

また、国内・アジア最大級の調査用パネルへのアンケート調査ができ、一般事業会社における小型・ライトリサーチのニーズに対して、発注からアンケート完了までの一連の手続きをオンライン上で完結できる、完全DIY型 (セルフ型) アンケートプラットフォーム「GMO Ask」を提供しております。「GMO Ask」は、中間連結会計期間より、AIを活用したパッケージ型調査サービスのシリーズ展開を開始しました。具体的には、調査データを根拠とした商材の魅力を訴求するプレスリリース作成をサポートする「GMO Ask for 調査リリース」、新規事業開発のための認知度計測・コンセプト評価・競合ベンチマーク調査に対応する「GMO Ask for 新規事業開発」、企業の的確な採用戦略の立案や採用力アップをサポートする「GMO Ask for 採用DX」、消費者ニーズ把握・コンセプト評価・競合ベンチマーク調査で海外進出をサポートする「GMO Ask for らくらく海外調査」、

訪日外国人向けのサービス展開支援に特化した「GMO Ask for らくらくインバウンド調査」などを提供しております。

さらに、中間連結会計期間より、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会の審査・認定を実施し、適正性が担保された「No.1」の検証(調査)を実施する「No.1 検証リサーチ」の提供を開始しました。「No.1 検証リサーチ」では適正なプロセスに基づいたNo.1 検証を行うことで、消費者の誤認防止、企業の法的リスク回避を徹底的にサポートし、サービス・商品価値の向上、消費者の信頼獲得に貢献しております。

これらに加え、第4四半期におきましては、「GMOデジタルツインチャット(β版)」をリリースし、AI技術活用により、これまで以上に効率的に消費者インサイトを把握するためのマーケティング活動を支援するサービスを開始しております。

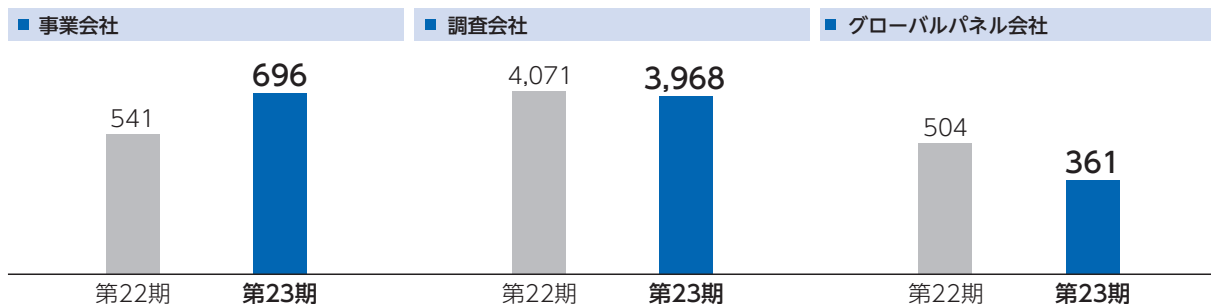
海外市場に関しては、顧客や競合他社によるアジア拠点の強化といった動きにより競争が激しくなる中、顧客とのシステム連携の推進や、品質の向上といった施策を講じ、アジアでの強みを発揮するとともに、国内市場と同様に「MO Insights」を提供しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,025,786千円(前年同期比1.8%減)、営業利益は235,122千円(同46.6%減)、経常利益は248,884千円(同41.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は183,147千円(同40.4%減)となりました。

販売チャネル別売上高

事業区分	第 22 期 (2023年12月期) (前連結会計年度)		第 23 期 (2024年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
事業会社	541百万円	10.6%	696百万円	13.9%	155百万円	28.7%
調査会社	4,071	79.6	3,968	79.0	△103	△2.5
グローバルパネル会社	504	9.8	361	7.1	△143	△28.5
合 計	5,117	100.0	5,025	100.0	△91	△1.8

(単位：百万円)



(注)従来、売上高を「アウトソーシングサービス」、「D.I.Yサービス」、「その他サービス」に区分しておりましたが、国内ならびに海外における収益構造の違いを把握し、販売チャネルにフォーカスした体制へと移行したことにとともない、当連結会計年度より、「事業会社」、「調査会社」、「グローバルパネル会社」の区分に変更しております。

この変更にとともない、前連結会計年度の売上高も変更後の区分で記載しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は124百万円で、その主なものは社内利用ソフトウェアの開発であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

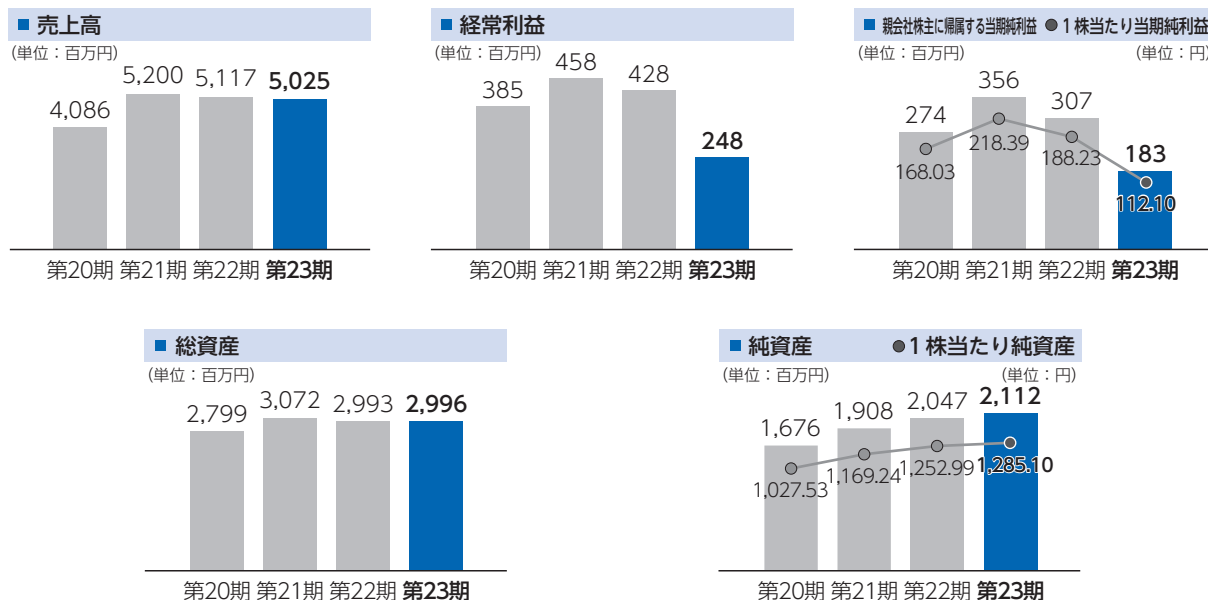
- ④ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**
該当事項はありません。
- ⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**
該当事項はありません。
- ⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**
該当事項はありません。
- ⑦ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 20 期 (2021年12月期)	第 21 期 (2022年12月期)	第 22 期 (2023年12月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高	(千円) 4,086,401	5,200,640	5,117,203	5,025,786
経常利益	(千円) 385,201	458,176	428,219	248,884
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円) 274,065	356,385	307,314	183,147
1株当たり当期純利益	(円) 168.03	218.39	188.23	112.10
総資産	(千円) 2,799,835	3,072,220	2,993,556	2,996,006
純資産	(千円) 1,676,749	1,908,906	2,047,417	2,112,599
1株当たり純資産	(円) 1,027.53	1,169.24	1,252.99	1,285.10

(注)第21期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第21期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	主要な事業内容
GMOインターネットグループ株式会社	5,000百万円	54.6%	インターネット総合事業

(注) 当社は、親会社であるGMOインターネットグループ株式会社とは営業上の取引関係、役員の兼務等の関係があります。当社とGMOインターネットグループ株式会社との間には、当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等は締結しておらず、同社との関係で当社の重要な財務及び事業の方針に特段の制約はありません。当社は、当社の取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っております。また当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しており、妥当性があると考えております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
GMO-Z.COM RESEARCH PTE. LTD.	2,500,000シンガポールドル	100%	インターネットリサーチ事業
技驛驛動市場調査(上海)有限公司	1,500,000人民元	0.0 (60.0)	インターネットリサーチ事業
GMO-Z.COM RESEARCH PVT. LTD.	10,283,990インドルピー	0.3 (99.7)	インターネットリサーチ事業
GMO Z COM RESEARCH SDN. BHD.	500,000マレーシアリングット	0.0 (100.0)	インターネットリサーチ事業
GMO-Z.COM RESEARCH USA, INC.	500,000アメリカドル	100	インターネットリサーチ事業

(注) 「当社の議決権比率」欄の()書きは、間接所有の内書です。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、以下の項目を対処すべき主要課題と捉えております。

① 商品力の更なる強化

当社グループの特徴であるプラットフォームとネット調査用パネルにおいては、堅調に拡大するアジア市場のニーズへの対応を継続的に行い、商品力を強化していくことが重要であると考えております。具体的には、当社は、調査業務の標準化と効率性の向上のため、DIY型リサーチシステム（GMO Market Observer）を提供しておりますが、信頼性、安全性及び利便性を、より一層高めていく必要があると考えております。また、アジア最大級のアンケートパネルであるAsia Cloud Panelの運営におきましても、アジア各国における課題を解決し、回収力や回収品質を高めていく必要があると考えております。

② 市場シェアの拡大と事業拡大方針

当社グループは、GMO Market Observerを中心に、国内で多くの調査・事業会社様にご利用いただくことで、インターネット調査の国内シェアの最大化に取り組んでおります。また、スケールメリットを最大限に活かすためには、競合他社より先んじて構築したアンケートパネル基盤（ASIA Cloud Panel）を欧州・北米・アジア地域のお客様にGMO Market Observer（英語版・中国語版）として提供していくことが重要な課題です。また、一般の事業会社様における手軽で簡素なリサーチニーズに対して、DIY型（セルフ型）アンケートツールから、当社のアンケートパネル基盤を活用いただく機会を増やしていくことも重要な課題と考えております。

③ 人材の育成と採用

当社グループが、既存事業の拡大および新規事業開発等を効果的かつ効率的に実現するためには、既存の人材への教育によって、技術力、営業力、サポート力、提案力、実行力を向上させることが重要であると考えております。さらに、国内およびアジア地域においてビジネス事業領域を拡大するには、国内・海外ともに、現地の優秀な人材の採用も重要であると考えており、これらの方針に沿って、積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社グループの主要な事業は、「インターネットリサーチ事業」であります。

(6) 主要な営業所（2024年12月31日現在）

① 当社

本 社	東京都渋谷区
下関サテライトオフィス	山口県下関市

② 子会社

GMO-Z.COM RESEARCH PTE. LTD.	シンガポール
技募驛動市場調査（上海）有限公司	中国 上海市
GMO-Z.COM RESEARCH PVT. LTD.	インド デリー
GMO Z COM RESEARCH SDN. BHD.	マレーシア クアラルンプール
GMO-Z.COM RESEARCH USA, INC.	アメリカ合衆国 ニューヨーク

(7) 使用人の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
インターネットリサーチ事業	163 (29) 名	3名減 (2名増)
全社 (共通)	22 (4) 名	1名増 (1名増)
合 計	185 (33) 名	2名減 (3名増)

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、契約社員、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
135 (33) 名	5名減 (4名増)	37.7歳	5.0年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、契約社員、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年12月31日現在）

① 発行可能株式総数	2,200,000株
② 発行済株式の総数	1,677,000株
③ 株主数	1,878名
④ 大株主	

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
GMOインターネットグループ株式会社	889,500	54.44
株式会社HOSOKAWA	63,400	3.88
MSIP CLIENT SECURITIES	30,400	1.86
亀山 茂	23,500	1.44
細川 慎一	20,300	1.24
外池 榮一郎	20,000	1.22
J Pモルガン証券株式会社	19,100	1.17
GMOリサーチ&AI従業員持株会	18,050	1.10
高橋 元男	15,000	0.92
増田 登美子	15,000	0.92

- (注) 1. 当社は、自己株式を43,233株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の詳細

① 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細川 慎一	技募驛動市場調査（上海）有限公司董事 GMO-Z.COM RESEARCH PVT. LTD. Managing Director GMO-Z.COM RESEARCH PTE. LTD. Director GMO Z.COM RESEARCH SDN. BHD. Director GMO-Z.COM RESEARCH USA, INC. Director 日本マーケティング・リサーチ協会（JMRA）理事 ヨーロッパ世論・調査市場協会（ESOMAR）日本代表
取締役会長	熊谷 正寿	GMOインターネットグループ(株)代表取締役グループ代表 会長兼 社長執行役員・CEO GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)取締役会長 GMOペパボ(株)取締役会長 GMOペイメントゲートウェイ(株)取締役会長 GMO TECH(株)取締役会長 GMOメディア(株)取締役会長 GMOインターネット(株)取締役会長
専務取締役	本郷 哲也	事業開発本部 本部長 技募驛動市場調査（上海）有限公司董事長
常務取締役	長田 幸也	事業開発本部 本部長 台湾駐在員事務所代表
常務取締役	森 勇憲	グローバル経営管理本部 本部長 GMO-Z.COM RESEARCH PVT. LTD. Director
取締役	安藤 健一郎	プラットフォーム本部管掌

取締役	安田昌史	GMOインターネットグループ(株)取締役グループ副社長執行役員・ CFOグループ代表補佐グループ管理部門統括 GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)取締役 GMOペイメントゲートウェイ(株)取締役 GMOインターネット(株)取締役 GMOフィナンシャルホールディングス(株)取締役 GMOメディア(株)取締役 GMO TECH(株)取締役 GMOあおぞらネット銀行(株)社外取締役
取締役	橋本昌司	東急不動産リート・マネジメント(株)コンプライアンス委員会外部委員 アストマックス(株)社外取締役 橋本総合法律事務所代表 大幸薬品(株)専務取締役
常勤監査役	手塚奈々子	手塚会計事務所代表
監査役	浜谷正俊	(株)清新FAS代表取締役
監査役	松井秀行	GMOインターネットグループ(株)取締役監査等委員 GMOメディア(株)監査役

- (注) 1. 取締役橋本昌司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役手塚奈々子氏及び監査役浜谷正俊氏は、社外監査役であります。
3. 監査役手塚奈々子氏及び監査役浜谷正俊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役橋本昌司氏、監査役手塚奈々子氏及び監査役浜谷正俊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中に以下の監査役の異動がありました。
- イ. 就任
2024年3月18日開催の第22期定時株主総会において、手塚奈々子氏が常勤監査役に選任され、同日就任いたしました。また、同日新たに北川琢巳氏が補欠監査役に選任されました。
- ロ. 退任
2024年3月18日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって、北川琢巳氏が監査役を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と、社外取締役橋本昌司氏、社外監査役手塚奈々子氏、社外監査役浜谷正俊氏、監査役松井秀行氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の国内外の子会社のすべての取締役、監査役、及び管理職であります。

被保険者が会社の取締役等としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することを保険の内容としております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った取締役等自身の損害等は補償対象外とすることにより、取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			員 数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	128 (5)	128 (5)	— (—)	— (—)	6 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	14 (14)	14 (14)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	143 (19)	143 (19)	— (—)	— (—)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2023年3月22日開催の定時株主総会において、年額220百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は1名）です。
 3. 監査役の報酬限度額は、2023年3月22日開催の定時株主総会において、年額24百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
 4. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役2名（うち社外取締役0名）を除いております。
 5. 監査役の支給人員は、無報酬の監査役1名（うち社外監査役0名）を除いております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として、取締役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の当社の親会社株主に帰属する当期純利益であります。親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標として採用した理由は、ステークホルダーへの配当原資となる親会社株主に帰属する当期純利益を指標として用いることで、ステークホルダーとの建設的な対話を行い、中長期的な企業価値の向上を取締役に意識づけるためであります。

業績連動報酬等の算定方法は、業績連動指標が基準値を上回った場合に、基準値超過額を限度として、業績連動指標の一定割合を役員賞与との支給額として算出し、取締役会により決定します。

当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益は183百万円となりました。

⑥ 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月15日開催の取締役会において、決議しております。

ロ. 当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬等により構成しております。

固定報酬は、役職ごとに内規で定めた基準額に、前事業年度の連結業績指標や個人業績指標等を加味して決定しております。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみの構成としており、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内において、取締役会により決定いたします。

業績連動報酬は、親会社株主に帰属する当期純利益を業績連動指標として採用しております。親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標として採用した理由は、ステークホルダーへの配当原資となる親会社株主に帰属する当期純利益を指標として用いることで、ステークホルダーとの建設的な対話を行い、中長期的な企業価値の向上を取締役に意識づけるためであります。業績連動指標が基準値を上回った場合に、基準値超過額を限度として、業績連動指標の一定割合を役員賞与の支給額として算出し、取締役会により決定します。

ハ. 当該事業年度に係る個人別報酬の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会で決定された報酬等の基本方針及び当該手続に基づき決定されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に沿うものであると判断しております。

7 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役橋本昌司氏が兼務している東急不動産リート・マネジメント株式会社、アストマックス株式会社、橋本総合法律事務所及び大幸薬品株式会社と、当社との間には、特別な関係はありません。
- ・社外監査役浜谷正俊氏は、株式会社清新FASの代表取締役を兼務しております。当社と株式会社清新FASの間には、特別な関係はありません。
- ・社外監査役手塚奈々子氏は、手塚会計事務所代表を兼務しております。当社と手塚会計事務所の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	橋本昌司	当事業年度に開催された取締役会16回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	手塚奈々子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち在任中に開催された13回すべてに、監査役会12回のうち在任中に開催された10回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	浜谷正俊	当事業年度に開催された取締役会16回のうちすべてに、監査役会12回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
橋本昌司	弁護士としての幅広い知識と企業法務に関わる豊富な経験から、取締役会において積極的な意見と提言を適宜行っており、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現に向けた経営の監督機能を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31.9百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の業務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役会は、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス意識の浸透、向上を図るため従業員に対するコンプライアンス教育を実施する。
- b 内部監査室によりコンプライアンス体制の有効性について監査が行われるとともに、コンプライアンス体制の状況は社長に報告される。
- c 各取締役は、取締役又は使用人の職務の執行が法令・定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会及び監査役会に報告する。
- d 監査役は、取締役及び使用人の職務の執行について監査を行う。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程等に従って文書又は電磁的記録により適切に保存、管理を行う。取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

3) 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

- a リスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスクマネジメント規程に基づき、コンプライアンス推進委員会を設置し、同委員会ですリスク管理に関する体制の方針の決定、及び各部署のリスク管理体制についての評価、指導を行う。
- b 内部監査室は、リスク管理の状況を監査するとともに、内部監査の実施によって損失の危険のある業務執行行為を発見した場合には、発見した危険の内容、損失の程度等について経営会議及び監査役会に報告する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 取締役会は月1回定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- b 取締役会から委嘱された業務執行については、社長を議長とし常勤取締役、常勤監査役を主要なメンバーとする経営会議を原則毎週1回開催し、その審議を経て執行決定を行う。
- c 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により各取締役の担当、権限、責任を明確化する。

5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a 当社と親会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するための監査体制を会計監査人とも連携して整備する。
- b 関係会社管理規程に基づき、子会社は定められた事項について随時報告することとし、社長統轄のもと、各担当部門が子会社に対する必要な業務の執行及び管理を行う。
- c 子会社との連絡・情報共有により、その状況を把握し、適時に協議・指示等を行う。
- d 監査役及び内部監査室が子会社監査を実施することにより業務の適正を確保する。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会において監査役の職務を補助すべき使用人を求める決議がされた場合は、速やかに使用人を選任し、監査役の指揮命令のもとで、業務を補助する体制をとる。

7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、各監査役の同意を得る。

8) 監査役(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査役が求めた場合には、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、当該使用人が他部署と兼務する場合には、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- a 監査役は取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、報告を受ける。
- b 監査役は当社および子会社の稟議書等重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人等にその説明を求め、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握することができるものとする。
- c 当社および子会社の取締役および使用人は、以下に定める事項について発見したときは直ちに監査役にこれを報告する。
 - 1 会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - 2 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - 3 社内規程への違反で重要なもの
 - 4 その他上記1～3に準じる事項
- d 監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a 監査役は、内部監査室と緊密な連携を図り、効率的な監査を行う。
- b 監査役は、会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を行う。
- c 監査役と代表取締役は、定期的に情報・意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

② 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「反社会的勢力排除に関する規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、反社会的勢力の排除に向けた仕組みを構築しております。取引先・株主・役員・従業員につきましては、当社では日経テレコンを利用し、反社会的勢力に該当するかどうかを確認しております。また、取引先との間で締結する取引基本契約においては、取引先が反社会的勢力等と関わる企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の条項を規定しております。

③ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備、運用を行っております。また取締役会において、継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討し、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを行うことにより、内部統制システムの実効性の向上を図っております。さらに常勤監査役については社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しており、内部監査担当部門についても定期的な内部監査の実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営体質の強化と今後の事業展開や内部留保等を総合的に勘案したうえで、連結ベースの配当性向65%を目標に、安定した配当を継続して行うことを基本方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	第23期 2024年12月31日現在
● 資産の部	
流動資産	2,373,228
現金及び預金	688,490
関係会社預け金	500,000
売掛金	867,516
仕掛品	50,243
前払費用	226,595
その他	48,038
貸倒引当金	△7,655
固定資産	622,777
有形固定資産	15,301
建物	5,443
工具、器具及び備品	5,399
リース資産	4,458
無形固定資産	318,510
のれん	34,651
ソフトウェア	227,621
ソフトウェア仮勘定	51,157
その他	5,081
投資その他の資産	288,965
投資有価証券	141,696
敷金及び保証金	39,025
繰延税金資産	107,607
その他	635
資産合計	2,996,006

(単位：千円)

科 目	第23期 2024年12月31日現在
● 負債の部	
流動負債	874,333
買掛金	229,152
リース債務	3,565
未払金	157,042
未払費用	149,065
未払法人税等	11,717
前受金	3,074
賞与引当金	2,310
ポイント引当金	251,714
その他	66,690
固定負債	9,073
リース債務	1,935
資産除去債務	7,137
負債合計	883,407
● 純資産の部	
株主資本	2,021,566
資本金	299,034
資本剰余金	392,466
利益剰余金	1,375,857
自己株式	△45,791
その他の包括利益累計額	77,989
その他有価証券評価差額金	6,133
為替換算調整勘定	71,855
非支配株主持分	13,042
純資産合計	2,112,599
負債純資産合計	2,996,006

連結損益計算書 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

科 目	第23期	
	自 2024年1月1日	至 2024年12月31日
売上高		5,025,786
売上原価		2,480,131
売上総利益		2,545,655
販売費及び一般管理費		2,310,532
営業利益		235,122
営業外収益		
受取利息及び配当金	15,647	
補助金収入	5,266	
為替差益	2,075	
その他	988	23,978
営業外費用		
支払利息	378	
投資事業組合運用損	9,819	
その他	17	10,216
經常利益		248,884
税金等調整前当期純利益		248,884
法人税、住民税及び事業税	45,943	
法人税等調整額	7,477	53,421
当期純利益		195,462
非支配株主に帰属する当期純利益		12,314
親会社株主に帰属する当期純利益		183,147

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	299,034	392,466	1,380,341	△45,543	2,026,299
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	△187,632	-	△187,632
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	183,147	-	183,147
自己株式の処分	-	-	-	△248	△248
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	△4,484	△248	△4,732
当期末残高	299,034	392,466	1,375,857	△45,791	2,021,566

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,605	15,304	20,910	207	2,047,417
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	△187,632
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	183,147
自己株式の処分	-	-	-	-	△248
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	528	56,551	57,079	12,835	69,914
当期変動額合計	528	56,551	57,079	12,835	65,181
当期末残高	6,133	71,855	77,989	13,042	2,112,599

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数

5社

主要な連結子会社の名称

GMO-Z.COM RESEARCH PTE. LTD.
技慕驛動市場調査（上海）有限公司
GMO-Z.COM RESEARCH PVT. LTD.
GMO Z COM RESEARCH SDN. BHD.
GMO-Z.COM RESEARCH USA, INC.

(2) 連結の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、GMO-Z.COM RESEARCH PVT. LTD.の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

①資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ取引

時価法

ハ. 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ法）を採用しております。

②固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法ならびに定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づいて定額法で償却しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、将来の支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

会員に付与したポイントの利用に備えるため、翌連結会計年度以降に利用される可能性のあるポイントに対し、利用率及び単価を勘案して費用の見積額を計上しております。

④外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務及び外貨建預金は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、次の5つのステップを適用し、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、主として、インターネットを活用した市場調査活動における調査、集計、分析業務の受託を行うインターネットリサーチサービスを顧客に提供しております。当社グループの提供する主要なサービスには、日本、アジア、欧米の調査企業から「当社グループが考えるリサーチ業務のすべて、もしくは一部を当社でカバーしてほしい」といったニーズに応えるためのアウトソーシングサービスと、調査会社が当社グループのプラットフォームを利用して自ら調査を実施するD.I.Yサービスの2つがあり、これらに係るサービスの提供について履行義務として識別しております。当該履行義務は、契約により定められたサービスを提供し、顧客に対して納品が行われた時点で充足されると判断し、収益を認識しています。

なお、D.I.Yサービスに含まれる一部の契約については、ライセンス契約を締結し、ライセンス期間にわたり当社グループの知的財産であるリサーチソリューションプラットフォームにアクセスする権利を提供するものであり、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断し、ライセンス期間にわたり収益を認識しています。

これらの履行義務に関する支払いは、短期のうちに受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

取引価格の算定においては、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。割戻し等の変動対価は、その発生の不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ取引価格に含めております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	81,669千円
----------------	----------

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	1,677,000	—	—	1,677,000

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	43,144	89	—	43,233

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当 たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月18日 定時株主総会	普通株式	187,632	114.84	2023年12月31日	2024年3月22日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当 たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	187,621	114.84	2024年12月31日	2025年3月21日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を自己資金及びリースにより調達しております。なお、親会社GMOインターネットグループ株式会社のCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）取引に参加していることにより、必要な資金を適宜調達することが可能となっております。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。信用リスクに対しては、当社グループの与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式、組合出資等であり、投資先の業績及び為替変動リスクに晒されておりますが、投資先の業績については定期的に報告を受け、その内容を把握し、為替変動リスクについては定期的にその変動をモニタリングしております。

関係会社預け金は、親会社であるGMOインターネットグループ株式会社のCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）取引の利用に伴うものであり、同社に対する預け金であります。

敷金及び保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金・未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替変動リスクを軽減する目的で為替予約取引及び外国為替証拠金取引を利用しています。当社グループのデリバティブ取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手方の契約不履行によるリスクは極めて低いと認識しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	39,025	38,439	△585
投資有価証券	16,529	16,529	—
リース債務 (1年以内返済予定含む)	5,501	5,517	16

(注) 1. 現金及び預金、関係会社預け金、売掛金、買掛金、未払金ならびに未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 上表に含まれない市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,000
組合出資金等	120,167

組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	—	—	16,529	16,529

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資有価証券は、経営陣の合理的な見積もりによるモデルに基づき算定された価格をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しています。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	38,439	—	38,439
リース債務 （1年以内返済予定含む）	—	5,517	—	5,517

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

5. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	販売チャネル			計
	事業会社	調査会社	グローバルパネル会社	
日本	696,633	2,984,901	—	3,681,535
北米	—	449,874	138,257	588,131
欧州	—	283,184	136,783	419,968
アジア	—	250,150	86,000	336,151
顧客との契約から生じる収益	696,633	3,968,111	361,041	5,025,786
外部顧客への売上高	696,633	3,968,111	361,041	5,025,786

(2) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	882,860	867,516
契約負債	28,771	3,049
返金負債	11,089	8,173

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,285円10銭

(2) 1株当たり当期純利益

112円10銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(株式交換契約の締結)

当社は、2025年2月12日開催の当社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、GMOタウンWi Fi株式会社(以下、「GMO-TW」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日、両社の間で株式交換契約(以下、「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

(1)本株式交換の相手会社についての事項

① 結合当事企業の名称及び事業の内容等

商号	GMOタウンWi Fi株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区桜丘町26番1号
代表者の氏名	代表取締役CEO 荻田 剛大
事業の内容	インターネット接続仲介業及びアクセスサービス業

(2)本株式交換の目的

当社及び当社の連結子会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、「想いを、世界に」というフィロソフィーのもと、業界最大級のパネルネットワークと技術力を背景に、アンケート調査を行う顧客企業とアンケート調査に回答するモニターをつなげるプラットフォームを提供し、日本・アジアを中心にグローバルに市場調査・マーケティングの領域において新しい価値を提供してまいりました。

当社グループは、インターネット上で調査の全てを完結できるプラットフォームを開発し、調査会社・シンクタンク・コンサルティング会社等、いわゆる調査のプロフェッショナルに多数ご利用いただくほか、誰でも手軽に使えるリサーチツールへのニーズがある一般事業会社にもご利用いただくことで、事業を拡大してまいりました。当社グループは、調査対象者に対してアンケートへの参加を依頼し、回答者には謝礼として、現金・商品券・商品等に交換可能なポイントを付与しております。

当社グループの強みは、広範で多国籍なパネルネットワークにあります。当社は、アジア16の国と地域にわたり、2025年1月現在、468の媒体を通じて構築された約6,406万人の消費者パネルを保有し、オンラインリサーチに特化したパネルネットワークを構築しております。

当社グループは、当社グループの強みである大規模なパネルネットワークとAI技術を活用することで、国内外の企業から寄せられる多様な調査ニーズに対応してきました。具体的には、大規模なパネルネットワークを活用し、企業がターゲット市場や消費者セグメントごとに、迅速かつ正確なデータを収集できる環境を提供してきました。また、AI技術を活用し、効率的なデータ分析を実現することで、企業の意思決定やマーケティング戦略を支援してきました。

さらに、当社グループのサービスは、オンライン調査にとどまらず、企業の課題解決を支援する包括的なマーケティングプラットフォームとして進化を遂げています。このプラットフォームを通じ、消費者理解を深めるとともに、企業が迅速かつ効果的に意思決定を行える仕組みを実現してまいりました。

一方で、GMO-TWは、「日常にひそむ違和感に気づき、よりよい仕組みで解決する」というミッションを掲げ、ユーザーの通信環境を最適にする一般消費者向けのスマートフォンアプリ「タウンWiFi byGMO」（以下、「本アプリ」といいます。）の開発・運営を通じて、スマートフォンの通信料金の削減というユーザーの課題を解決してまいりました。

本アプリは、一度登録するとそれ以降ログイン等の面倒な手間なく、対応するフリーWi-Fiスポットに自動的に接続できる機能を提供しています。本アプリは、通信量の節約や通信制限の回避を求める多くのユーザーに支持され、サービス開始以来、利用者を増やし続け、2024年12月末現在、累計2,500万ダウンロード、月間ユーザー数約200万人と、国内最大のフリーWi-Fi接続サービスとなっています。

GMO-TWは、ユーザーが快適にインターネットを利用できることを第一に考え、遅いWi-Fiや使えない

Wi-Fiに接続しない機能を実装する等、ユーザビリティにこだわったユーザー体験を提供してきました。2021年にはWi-Fi接続機能に加えてポイントが貯まる機能をリリースし、アプリユーザーがフリーWi-Fiに接続し、広告視聴等特定のアクションを行うと、ポイントを獲得できるようになりました。貯めたポイントは、PayPayや楽天ポイント等の各種ポイントに手数料無料で交換することができ、ユーザーの日常生活をより豊かで便利にする仕組みを実現しております。このようなサービスが支持され、多くのユーザーにご利用いただくことで、GMO-TWは高い収益性を実現してまいりました。

そして、GMO-TWは、本アプリで得たノウハウを発展させ、さらに多くのユーザーにより良い仕組み・サービスを届けるべく、2025年1月に新たな一般消費者向けスマートフォンアプリ「シフト手帳 Pro」の運営を開始いたしました。Wi-Fi接続、ポイ活機能にとどまらず、その他の様々な機能を組み合わせた「ポイントプラットフォーム」に進化させ、運営するアプリを増やしていくことで、ポイント「も」もらえるという体験を提供することを目指しております。

現在の事業環境において、当社グループは、海外、特にアジア地域でのさらなる成長実現のためには消費者パネルの拡充が重要となるところ、その拡大にかかる費用負担が重いことを課題として認識するに至りました。消費者パネルを拡充するに際して、消費者パネルの定着率を高めることにより新規の消費者パネルの獲得費用を抑制できるところ、消費者アンケートのコンテンツだけでは、消費者パネルの定着率を高めることが困難でありました。そこで、当社グループは、消費者パネルに配信する消費者アンケートの案件本数と消費者パネルの規模のバランスを取ることで、消費者パネルの定着率改善に努めてまいりましたが、同時に、消費者アンケート以外のコンテンツを展開することにより、消費者パネルの定着率を高める方法がないか検討を重ねておりました。

他方、GMO-TWは、事業成長を実現するための事業基盤の獲得が課題となっておりました。事業基盤としてのポイントプラットフォームの構築においては、当該プラットフォームに参加いただく会員保有企業の開拓のスピードをあげることが必要であり、また、既存の収益基盤の大部分がアドネットワーク経由のものに限られておりました。

このような状況下において、当社は、企業価値向上施策を広く検討する中で、同じGMOインターネットグループの企業であるGMO-TWと経営統合することが、当社の課題への対応のための有力な構想だと考えるに至り、2024年10月頃に当社から経営統合の構想の提案を行いました。その後、両社は、双方の強みを活かして双方の課題解決を図る相互補完関係によるシナジーの創出を実現し、両社がさらなる成長を実現することで、両社の企業価値の向上を図る可能性について協議を重ねてまいりました。

当社グループは、GMO-TWが構築を進めているポイントプラットフォームに参加することで、消費者パネルの定着率の向上による効率的な消費者パネルの拡大、及びGMO-TWが得意とするアドネットワーク経由の

広告出稿によるパネル収益性の向上が可能になると判断するに至りました。一方、GMO-TWは、ポイントプラットフォームに参加いただく会員保有企業の開拓において当社の消費者パネルネットワークを活用することでその開拓スピードを高めること、またGMO-TWの会員基盤に消費者アンケートの機会を提供することによる追加の収益機会を得ることが可能になると判断するに至りました。

(3)本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容

① 本株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、GMO-TWを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、2025年3月18日開催予定の当社の定時株主総会において承認を得て、同日までに会社法第319条に基づく書面決議の方法によりGMO-TWの株主総会の承認を得たうえで、2025年4月1日を効力発生日として行われる予定です。

② 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	GMO-TW (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	193
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：2,769,357株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

GMO-TW株式1株に対して、当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）193株を割当交付いたします。なお、上表に記載の本株式交換に係る株式交換比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）に重大な影響を与える事由が発生し又は判明した場合は、両社協議のうえ、本株式交換比率を変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社株式 2,769,357株（予定）

当社は、本株式交換により当社がGMO-TW株式の全てを取得する時点の直前時のGMO-TWの株主の皆様に対し、その保有するGMO-TW株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を交付する予定です。なお、交付する株式については新株式の発行により対応する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、単元（100株）未満の当社株式の割当を受けるGMO-TWの株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所及びその他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなるGMO-TWの株主の皆様は当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

- ・単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有することとなる当社の単元未満株式の買取りを請求することができます。

(4)実施する会計処理の概要

企業結合会計基準における共通支配下の取引に該当し、のれん（又は負ののれん）は発生しない見込みです。

計算書類

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	第23期 2024年12月31日現在
● 資産の部	
流動資産	1,756,427
現金及び預金	355,354
関係会社預け金	500,000
売掛金	594,736
仕掛品	41,341
前払費用	234,110
その他	31,353
貸倒引当金	△467
固定資産	708,573
有形固定資産	14,388
建物	5,443
工具、器具及び備品	4,486
リース資産	4,458
無形固定資産	315,410
のれん	34,651
ソフトウェア	227,621
ソフトウェア仮勘定	51,157
その他	1,980
投資その他の資産	378,774
投資有価証券	125,167
関係会社株式	118,307
敷金及び保証金	29,311
繰延税金資産	105,352
その他	635
資産合計	2,465,000

(単位：千円)

科 目	第23期 2024年12月31日現在
● 負債の部	
流動負債	806,754
買掛金	220,980
リース債務	3,565
未払金	157,104
未払費用	114,001
前受金	990
預り金	33,208
ポイント引当金	247,922
その他	28,980
固定負債	9,073
リース債務	1,935
資産除去債務	7,137
負債合計	815,827
● 純資産の部	
株主資本	1,642,697
資本金	299,034
資本剰余金	392,466
資本準備金	381,511
その他資本剰余金	10,955
利益剰余金	996,988
その他利益剰余金	996,988
繰越利益剰余金	996,988
自己株式	△45,791
評価・換算差額等	6,475
その他有価証券評価差額金	6,475
純資産合計	1,649,173
負債純資産合計	2,465,000

損益計算書 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

科 目	第23期	
	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	
売上高		4,281,073
売上原価		2,310,397
売上総利益		1,970,676
販売費及び一般管理費		1,914,254
営業利益		56,421
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,492	
為替差益	5,731	
補助金収入	5,266	
その他	615	15,105
営業外費用		
支払利息	378	
投資事業組合運用損	9,819	10,198
経常利益		61,328
税引前当期純利益		61,328
法人税、住民税及び事業税	11,935	
法人税等調整額	6,417	18,353
当期純利益		42,974

株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	299,034	381,511	10,955	392,466	1,141,645	1,141,645
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	△187,632	△187,632
当期純利益	-	-	-	-	42,974	42,974
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	△144,657	△144,657
当期末残高	299,034	381,511	10,955	392,466	996,988	996,988

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計	
当期首残高	△45,543	1,787,603	5,605	5,605	1,793,209
当期変動額					
剰余金の配当	-	△187,632	-	-	△187,632
当期純利益	-	42,974	-	-	42,974
自己株式の取得	△248	△248	-	-	△248
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	869	869	869
当期変動額合計	△248	△144,905	869	869	△144,036
当期末残高	△45,791	1,642,697	6,475	6,475	1,649,173

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ取引

時価法

ハ. 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法ならびに定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 5年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づいて定額法で償却しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. ポイント引当金

会員に付与したポイントの利用に備えるため、翌事業年度以降に利用される可能性のあるポイントに対し、利用率及び単価を勘案して費用の見積額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務及び外貨建預金は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、次の5つのステップを適用し、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、主として、インターネットを活用した市場調査活動における調査、集計、分析業務の受託を行うインターネットリサーチサービスを顧客に提供しております。当社の提供する主要なサービスには、日本、アジア、欧米の調査企業から「当社が考えるリサーチ業務のすべて、もしくは一部を当社でカバーしてほしい」といったニーズに応えるためのアウトソーシングサービスと、調査会社が当社のプラットフォームを利用して自ら調査を実施するD.I.Yサービスの2つがあり、これらに係るサービスの提供について履行義務として識別しております。当該履行義務は、契約により定められたサービスを提供し、顧客に対して納品が行われた時点で充足されると判断し、収益を認識しています。

なお、D.I.Yサービスに含まれる一部の契約については、ライセンス契約を締結し、ライセンス期間にわたり当社の知的財産であるリサーチソリューションプラットフォームにアクセスする権利を提供するものであり、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断し、ライセンス期間にわたり収益を認識しています。

これらの履行義務に関する支払いは、短期のうちに受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

取引価格の算定においては、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。割戻し等の変動対価は、その発生の不確実性がその後で解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ取引価格に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 68,839千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。

関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 25,382千円

短期金銭債務 58,229千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引は次のとおりであります。

営業取引による取引高の総額

売上高 129,808千円

売上原価 233,317千円

販売費及び一般管理費 180,223千円

営業取引以外の取引高の総額

受取利息 1,650千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	43,144	89	—	43,233

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	6,081千円
未払事業税	1,934千円
ポイント引当金	75,925千円
貸倒引当金	143千円
未払費用	8,265千円
貸倒損失	1,086千円
減価償却超過額	3,300千円
資産調整勘定	10,103千円
資産除去債務	2,185千円
関係会社株式評価損	46,371千円
その他	2,393千円
小計	157,790千円
評価性引当額	△48,429千円
繰延税金資産合計	109,360千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△543千円
その他有価証券評価差額金	△2,857千円
その他	△606千円
繰延税金負債合計	△4,008千円
繰延税金資産の純額	105,352千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職 業	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
親会社	GMO インター ネットグ ループ 株式会社	東京都 渋谷区	5,000,000	インター ネット 総合事業	(被所有) 直接 54.62	役員の 兼任	資金の預入(注) 資金の回収(注)	100,000 50,000	関係会 社預け 金	500,000

(注) 資金の預入についてはGMOインターネットグループ株式会社のCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）による、余剰資金の短期運用のための預け金であり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	技募驛動市場調査(上海)有限公司	中国上海市	1,500,000 人民元	インターネットリサーチサービスの販売	60.0	インターネットリサーチサービスの販売・仕入 役員の兼任	代理購入 (注)1	11,928	未収入金	8,681
子会社	GMO-Z.com Research USA, Inc.	アメリカ	500,000 USD	インターネットリサーチサービスの販売	100.0	インターネットリサーチサービスの販売 資金の貸付 役員の兼任	資金の回収 (注)2	42,546	—	—
							利息の受取 (注)2	1,650	—	—
子会社	GMO-Z.com Research Pte. Ltd.	シンガポール	2,500,000 SGD	インターネットリサーチサービスの販売	100.0	インターネットリサーチサービスの販売・仕入 役員の兼任	インターネットリサーチサービスの仕入 (注)2	126,883	買掛金	24,385

(注) 1. 代理購入については、実費相当額を立替えております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件を参考に協議の上決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,009円42銭
(2) 1株当たり当期純利益	26円30銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(株式交換契約の締結)

連結注記表「7. 重要な後発事象に関する注記 (株式交換契約の締結)」の内容と同一のため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月17日

GMOリサーチ&AI株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤直人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大澤一真
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GMOリサーチ&AI株式会社（旧会社名 GMOリサーチ株式会社）の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOリサーチ&AI株式会社（旧会社名 GMOリサーチ株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年2月12日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、GMOタウンW i F i 株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日、両者の間で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月17日

GMOリサーチ&AI株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤直人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大澤一真
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMOリサーチ&AI株式会社（旧会社名 GMOリサーチ株式会社）の2024年1月1日から2024年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年2月12日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、GMOタウンW i F i 株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日、両者の間で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月17日

GMOリサーチ&AI株式会社 監査役会

常勤監査役 手塚 奈々子 ㊟

監査役 浜谷 正俊 ㊟

監査役 松井 秀行 ㊟

以上

議決権行使に関する事項

- 書面による事前の議決権行使が可能です。
- 開催日当日に議決権行使される場合は、
当社指定のウェブサイトを通じてバーチャルオンリー株主総会にご出席ください。
バーチャルオンリー株主総会では、オンラインでの議決権行使・ご質問等が可能です。

※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトに掲載いたします。